

厚生労働省子ども家庭局
平成 29 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童福祉司等の義務研修テキスト作成 に関する調査研究会報告書

平成 30 年 3 月 31 日

学校法人 日本社会事業大学

$$\partial \mathbb{L}_\Gamma$$

$$\begin{array}{l}
28 \quad 27 \quad \neg \quad \Leftrightarrow \sqrt{8} \quad - \quad \perp \quad \Delta \dashv \vdash \quad 9 \\
28 \quad 63 \quad \neq \mid 8 \quad \lrcorner \quad \perp \quad \dashv \vdash \quad 9 \\
\partial \quad 9 \quad - \quad \perp \quad \dashv \vdash \quad \frac{1}{8} \parallel 8 \quad \neg \approx \text{TM} \equiv 8 \quad \frac{3}{8} \\
\vdash \dashv \vdash \quad \neg \quad \Delta \dashv \vdash \quad - \quad \frac{3}{8} \quad \uparrow \parallel \dashv \vdash \sqrt{9} \\
\downarrow \dashv \vdash \perp \quad \dashv \vdash \text{ } 8 \quad \neg \quad \uparrow \parallel \dashv \vdash \sqrt{\quad} \quad - \quad 8 \\
\perp \quad \Delta \dashv \vdash \sqrt{\vdash} 8 \quad \perp \quad \geq \perp \quad \frac{3}{8} \\
\Delta \dashv \vdash \quad 8 \quad \geq \perp \quad - \quad ? \quad \dashv \vdash \quad \neg \quad \frac{2}{3} \text{TM} \equiv 8 \\
- \quad \perp \quad \dashv \vdash \sqrt{\vdash} - \quad \perp \quad \text{TM} \quad 8 \quad - \quad \dashv \vdash \quad \circ \quad \vdash \\
\bullet^\pi = \uparrow \quad \frac{3}{8} \quad \uparrow \dashv \vdash \sqrt{9} \\
\downarrow - \quad \circ \quad \vdash \quad \bullet^\pi = \uparrow \quad \perp \quad \neg \quad 8 \quad - \quad \neg \approx \text{TM} \equiv 8 \quad 29 \\
130 \quad 8 \quad 131 \quad 8 \quad 132 \quad 8 \quad 134 \quad \neg \frac{2}{3} \text{TM} \equiv \vdash \parallel \dashv \vdash \sqrt{9} \uparrow \\
\parallel \neg \quad 8 \quad \neg \frac{2}{3} \uparrow \dashv \vdash \quad - \quad \neg \sqrt{\int} \equiv - \quad \leq \Delta \dashv \vdash \sqrt{\vdash} 8 \quad - \\
\neg \approx \text{TM} \equiv 8 \quad 29 \quad 31 \quad - \quad \perp \quad 16 \\
8 \quad \lrcorner \quad - \quad - \quad - \\
\neg \approx \text{TM} \equiv 9 \quad \neg \frac{2}{3} \text{TM} \equiv \frac{3}{8} \quad \uparrow \dashv \vdash \sqrt{9} \\
2017 \quad \parallel \dashv \vdash \quad \uparrow \dashv \vdash \sqrt{\quad} \mid 8 \downarrow - \quad \neg \quad \uparrow \dashv \vdash \sqrt{\quad} \quad \lrcorner \quad \circ \quad \vdash \\
\bullet^\pi = \uparrow \quad \neg \quad \neq \frac{5}{8} \quad 8 \quad 8 \quad 8 \quad \frac{3}{8} \quad \Leftrightarrow \equiv \text{TM} \parallel 9 \\
\neq \mid 8 \quad \geq \perp - \quad \perp \quad \dashv \vdash \sqrt{\vdash} \neg \quad 8 \quad \lrcorner \quad - \\
_1 \leq \quad \Leftrightarrow 8 \leq \perp \neg \quad - \quad \perp \quad \vdash \dashv \vdash \downarrow \leq \neg \\
\Leftrightarrow \sqrt{\text{TM}} \leq \text{ } 8 \quad \neg \quad \uparrow \sqrt{2017} \quad \neg \quad 8 \quad \uparrow - \\
- \text{e} \perp \quad \perp \quad \Delta \dashv \vdash \leq \leq \perp \neg \circ \times^\vee \odot \blacktriangleright \uparrow \perp \quad \Leftrightarrow \sqrt{9} \downarrow \dashv \vdash \perp \quad \dashv \vdash \text{ } 8 \\
\equiv 8 \quad 2017 \quad 8 \quad \neg \mid 8 \quad - \quad \perp \quad 8 \\
\frac{3}{8} \quad \vdash \dashv \vdash \quad 25 \quad - \quad 8 \quad 29 \quad 132 \\
\vdash / - \quad \perp \quad \vdash \dashv \vdash \quad \neg \quad \Delta \dashv \vdash \perp - \leq \Leftrightarrow \equiv 8 \quad \frac{1}{8} \parallel - \\
\perp \quad \uparrow \equiv \quad \Leftrightarrow \sqrt{9} \\
\neg \frac{2}{3} \uparrow \dashv \vdash \quad - \quad - \\
\mid 8 \quad \frac{1}{8} \parallel \quad \perp \equiv 8 \quad \triangle \neg \quad \neg \parallel \quad \perp \quad \text{e} \leq \downarrow \neg \neg \int \sqrt{9} \\
\downarrow - \quad \perp \quad \Leftrightarrow \equiv 8 \quad 8 \quad \neg \quad \Delta = \frac{5}{8} \quad 9 \leq 8 \quad \perp \quad \Leftrightarrow \sqrt{\quad} \\
9 \leq \perp \quad \Delta \dashv \vdash \quad \frac{3}{8} \text{N}_2 \parallel \downarrow \leq \frac{3}{8} \neg \frac{1}{8} \int \sqrt{9} \downarrow - \quad \neg \quad \Leftrightarrow \equiv \mid 8 \\
- \quad \perp \quad \neq \quad \perp \quad \text{TM} \quad 8 \quad \perp \quad \Leftrightarrow \sqrt{\quad} \neq 8 \quad \Delta \dashv \vdash \\
\downarrow \leq \frac{3}{8} \quad \vdash \parallel \dashv \vdash \parallel 9 / - \sqrt{\vdash} - \quad \leq \Leftrightarrow \equiv 8 \quad \text{e} \quad \bullet \quad \bullet \quad \text{e} \quad \perp \quad \Leftrightarrow 8 \downarrow \\
\downarrow \neg \quad \text{TM} \quad \perp \equiv 8 \quad \perp \quad \int \dashv \vdash \downarrow \leq \neq 8 \quad - \quad \perp \quad \vdash \dashv \vdash \downarrow \leq \frac{3}{8} \neq \frac{5}{8} \dashv \vdash \\
- \neq \mid \triangle \text{TM} \frac{1}{8} \leq 8 \quad \Leftrightarrow \equiv \text{TM} \sqrt{9}
\end{array}$$

$$\begin{array}{l} / - \models \neg^8 \quad 29 \quad \geq \mathbb{L} \perp \quad \equiv \quad \neg \frac{2}{3} \text{TM} \equiv \\ 8 \quad - \quad \mathbb{L} \bullet \odot \mathbb{L} \quad \neg \quad \Delta \Vdash \quad {}_9 \mathbb{L} \quad \Leftrightarrow \equiv \text{TM} \Vdash \leq \\ - \quad \mathbb{L} \quad \equiv \quad \Leftrightarrow^8 \quad \mathbb{L} \quad \Leftrightarrow \sqrt{{}_9} \\ - \quad |^8 \quad \uparrow \Vdash \sqrt{\quad} \quad \neg \approx \text{TM} \equiv {}^8 \quad - \quad \leq \quad \mathbb{L} \\ \Vdash \sqrt{\mathbb{L}} \neg^8 \quad \neg \quad \uparrow \Vdash \sqrt{\quad} \quad \perp \quad \neg \approx \text{TM} \equiv {}^8 \quad \Leftrightarrow \equiv \quad \Delta \Vdash \quad \cdot \\ \mathfrak{A}^+ \uparrow \mathbb{L} \quad \Delta {}_8 \quad \mathbb{L} \bullet \odot \mathbb{L} \quad {}_9 \mathbb{L} \quad \Delta \Vdash \downarrow \leq \neg \text{N}_2 \Vdash {}^9 \\ \leq \Leftrightarrow \equiv {}^8 \quad \frac{1}{8} \Vdash \quad {}^8 \quad \mathbb{L} \quad \Leftrightarrow \equiv \quad \mathbb{L} \quad \Leftrightarrow {}^8 \quad \mathbb{L} \\ \bullet \odot \mathbb{L} \quad - \quad \neg \quad \Leftrightarrow \equiv \quad \Leftrightarrow \sqrt{{}_9} \quad \supset - \quad \top = \frac{5}{8} \quad - \text{e} \neg^8 \quad \Vdash \Vdash \sqrt{\quad} \\ \neq \quad \Delta \Vdash \quad \neg \approx \text{TM} \equiv \quad \Leftrightarrow {}^8 \quad - \quad \mathbb{L} \quad \wp \mathcal{W} \odot \quad \neg \neg \leq \mathbb{L} \Vdash \downarrow \\ \leq \leq \Leftrightarrow \sqrt{{}_9} \quad / \Leftrightarrow \equiv {}^8 \quad / \Vdash \cdot \Vdash \frac{3}{8} \quad \Leftrightarrow \sqrt{\quad} \quad \neg \approx \text{TM} \equiv {}^8 \quad \neg \frac{2}{3} \text{TM} \equiv \quad \Leftrightarrow {}^8 \\ \Leftrightarrow \sqrt{{}_9} \\ \mathbb{L} \bullet \odot \mathbb{L} \quad |^8 \quad \mathfrak{I} \quad {}^8 \quad \circ \\ {}^8 \supset \quad {}^8 - \quad \neq \text{N}_2 \Vdash \frac{3}{8} {}^8 \quad | \\ - \quad \leq \Leftrightarrow {}^8 \quad {}_8 \quad {}_9 \leq {}^8 \quad {}_9 - \quad - \quad \text{TM} \neg \approx \text{TM} \equiv \quad |^8 \\ - \int \Vdash \text{TM} {}_9 \quad \neg \frac{2}{3} \text{TM} \equiv \quad \Leftrightarrow \sqrt{{}_9} \quad \neg \sqrt{\quad} \quad \neg \quad \partial \equiv \quad - \quad \mathbb{L} \quad \int \sqrt{{}_9} \\ \triangle \frac{2}{3} {}^8 \quad \mathbb{L} \bullet \odot \mathbb{L} - \quad | \quad 2018 \quad - \quad \mathbb{L} - \neq \text{N}_2 \neg^8 \quad \vdash - \quad \neg \\ \Leftrightarrow \equiv \quad |^8 \quad - \quad \lceil \quad \neg \quad \Leftrightarrow \equiv \quad \text{TM} \equiv \text{TM} \sqrt{\infty} \frac{5}{8} \sqrt{\text{TM}} {}_9 \\ \mathbb{L} \bullet \odot \mathbb{L} \quad \neq \quad |^8 \quad \Leftrightarrow \leq - \quad - \quad \text{TM} \lceil \quad - \quad \mathbb{L} \quad \Leftrightarrow \equiv {}^8 \\ \mathfrak{A}^+ \uparrow \triangle \quad \neg \quad \Leftrightarrow \equiv \quad \Leftrightarrow \sqrt{{}_9} \quad \neg \sqrt{{}_8} \quad \neg \approx \text{TM} \equiv \quad |^8 \quad \perp \\ - \circ \quad ! \odot \mathbb{R} \quad \cdot \mathbb{L} \quad \Delta \Vdash \downarrow \leq \leq \Leftrightarrow \equiv {}^8 \quad \neg \Vdash \equiv \text{TM} \triangle \text{TM} {}_9 \\ - \quad |^8 \quad \neg \quad \Leftrightarrow \sqrt{\quad} \quad \lceil {}^8 \quad \frac{1}{8} \Vdash - \Leftrightarrow \quad \mathbb{L} \quad \Leftrightarrow \equiv {}^8 \\ \mathbb{L} \quad \Leftrightarrow \equiv \text{TM} \supset \downarrow \leq \neq \text{N}_2 \Vdash {}^9 \quad \neg \sqrt{{}_8} \downarrow \downarrow \neq \quad \neg \rightarrow \triangle \frac{1}{8} \int \sqrt{\quad} \quad \neg \approx \text{TM} \equiv {}^8 \\ \leq \Leftrightarrow \equiv \quad \Leftrightarrow \equiv \text{TM} \supset \downarrow \leq \mathbb{L} {}^8 \quad \lceil \Vdash \Vdash \Vdash \text{e} {}_9 \\ {}^8 \quad \mathbb{L} \bullet \odot \mathbb{L} \quad {}_9 \neg \approx \text{TM} \equiv {}^8 \quad - \triangle \text{TM} \Leftrightarrow \quad \mathbb{L} \text{TM} \sqrt{\infty} \frac{5}{8} {}^8 \quad \neg \sqrt{\quad} \\ \mathbb{L} \quad \Delta \Vdash \quad - \quad \leq \Leftrightarrow \equiv \text{TM} \sqrt{\infty} \supset \downarrow \leq \neq {}^8 \quad - \quad \leq \quad - \quad \leq \\ \triangle \Vdash \downarrow \leq \mathbb{L} \quad \int \equiv \text{TM} \Vdash {}_9 \end{array}$$

$$- \quad \mathbb{L} \quad \bullet \quad \odot \quad \mathbb{L} \quad \lrcorner \quad \Delta \quad || \quad 9$$

第1回研究会報告

議事次第	1
出席者名簿	2
議事録	3
細目キーワード一覧	22
配付資料	31

第2回研究会報告

議事次第	62
出席者名簿	63
議事録	64
配付資料	70

第3回研究会報告

議事次第	72
出席者名簿	73
議事録	74
配付資料	87

第4回研究会報告

議事次第	99
出席者名簿	100
議事録	101

調査報告

1 調査の背景と目的	110
2 調査方法	110
3 結果	111
4 考察	115
別紙	116

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧	120
----------------------------------	-----

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」(第1回)

平成29年12月16日(土) 11:00～17:00

於: TKP 品川カンファレンスセンター
バンケットルーム 4C

< 議 事 次 第 >

1. 挨拶
2. 研究会の委員・役割の確認
3. 科目群の確認
4. テキスト執筆内容の検討
5. 今後の研究会スケジュールの確認
6. その他

昼食

< 分科会 >

7. 各科目のキーワードの抽出

第1グループ「子どもの発達」「虐待対応」

第2グループ「子ども家庭福祉の法制度」「社会的養護」

第3グループ「ソーシャルワークの方法」「要対協・児相の運営」

【資料】

- ・「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧
- ・科目群一覧
- ・テキスト科目イメージ(事務局案)
- ・スケジュール案
- ・「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」

(雇児発 0331 第16号・平成29年3月31日)

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」
事務局(代表 金子恵美)
住所 〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30
電話(fax) 042-496-3127
メールアドレス: text@jcs.w.ac.jp

平成29年度「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」（第1回）出席者名簿

開催日時：平成29年12月16日（土）

午前11時から午後5時

場所：TKP品川カンファレンスセンター

	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	坂入健二	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	子ども家庭支援担当係長	
2	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター	センター長	
3	鈴木 淳	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課	こども家庭班班長	
4	中板育美	日本看護協会	常任理事	
5	星野崇啓	さいたま子どものこころクリニック	院長	
6	加藤曜子	流通科学大学	人間社会学部教授	
7	高三渚晋	熊本県中央児童相談所	所長	
8	鹿野誠一	旭川大学	保健福祉学部教授	
9	愛沢隆一	こうえき社団法人埼玉県社会福祉会	理事	
10	土渕美知子	函館児童相談所長	元所長	
11	米澤克徳	岩手県福祉総合相談センター	主査児童福祉司	
12	藤林武史	福岡市こども総合相談センター	所長	
13	塚田 由美	長野県県民文化部こども・家庭課	こども支援幹	
14	松場敬一	群馬県中央児童相談所	所長	
15	岡田崇弘	茨城県中央児童相談所	所長	
16	川松 亮	子どもの虹情報研修センター	研究部長	
17	田崎みどり	横浜市中心児童相談所	担当部長	
18	前橋信和	関西学院大学	人間福祉学部教授	
19	才村 純	東京通信大学設立準備室TOU学術研究センター	主幹研究員	
20	有村大士	日本社会事業大学	准教授	
21	金子恵美	日本社会事業大学	教授	
22	佐竹要平	日本社会事業大学	講師	
23	柴田哲男	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策室	児童相談所指導係長	オブザーバー

第 1 回「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」

平成 29 年 12 月 16 日（土） 11:00～17:00

出席者 26 名（出席者名簿参照）

議事録

研究代表者

○本研究会は、厚労省 子ども家庭局 子ども・子育て調査研究事業として実施するものであり、期間はこれから 3 月までの 3 ヶ月である。

○タイトな研究期間であり、困難を覚悟の上で引き受けた理由は、義務化された研修会において、標準化を図ること、最低限共有する内容を示すことが重要と考えていることからである。

○日本社会事業大学は本研修に着目し、ワーキンググループでの検討が行われている 2017 年 2 月にモデル研修事業とシンポジウムを行い、実施となった 2017 年 8 月には、各都道府県等の委託を受けて、要保護児童対策調整担当者研修を実施した（全国から 100 名程度参加）。義務化された研修が効果を発揮し、子どもの権利を守るものとなるためには、内容が大事だということを痛感している。このような経緯にあって、テキスト作成という課題をきき、さまざまな懸念がある中で、決意をもってお引き受けした。

○私どもだけの力でできることとは毛頭考えていないので、こうした研究の場を本学が設定し、全国の方々に力を寄せていただくことで、最低限共有しなければならない内容をテキストに盛り込みたい。

○このような呼びかけにお応えいただき、ご参集・ご協力してくださる皆様に感謝致します。

事務局代表

○事務局として、各委員の先生方への連絡、厚労省の担当部局との調整などをさせていただく。

厚労省虐待防止対策推進室

○これから児童福祉、特に児童相談所関係が激しく動いていく。その中で、この研修テキスト作成にご協力いただき、感謝している。先生方のお力添えによって、このテキストが全国の児童相談所の指針となれればと思っている。

事務局代表 ○体制の説明

研究会の委員 34 名（資料：「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧）

○本日のスケジュール説明（参考資料：議事次第）

○テキスト科目イメージ案（科目ごとに、網羅すべき内容に関する事務局案）

○各科目のシラバスや、ワーキングで決められていた到達度目標などを参考に、午後の分科会でキーワード出しをしていただきたい。（「児童福祉司等及び要保護児童対策調整期間の調整担当者の研修等の実施について」参照）

研究代表者

＜科目群の確認＞

資料：研修科目群

○この研究会に課せられたテーマは下記の 3 つのテキストを作ること。

要保護児童対策調整機関専門職研修

児童福祉司任用前講習会

児童福祉司任用後研修

○第 1 回研究会に向けて厚労省とリーダーで内容の骨子案を詰め、7 つの科目群に分けた。3 つのテキストに同種の科目が大変多いなか、3 つに共通性をもたせることが大事なので、それぞれ横並びにして同質のもので区切って 7 つの科目群とした。こうすることで作業時間の短縮にもなると考えている。

1. 子どもの発達……いわゆる子ども自身についての理解を深める科目。
2. 子ども家庭福祉の法制度……権利養護や実施体制、法律に関する事柄、これを整理して 2 つ目の科目群とした。
3. ソーシャルワークの方法……基本的なソーシャルワークの考え方をどのように理解するのかという科目。それをどのように応用していくかというところは「5 要対協・児相の運営」に落とした。
4. 虐待対応……虐待に特化して構成。
5. 要対協・児相の運営、市町村内等の連携……要対協・児相を実際にどのように運営していくのかというところ。そして、市町村内の連携を外して別科目にするかも考えたが、特に要対協の運営では、市町村とどう連携していくかが基本的な事柄になるため、要対協の運営と切り離せないのではないかとということで、ここで押し込んだ。したがって、この部分のボリュームが大きくなっている。ここが構成する時に一番論議になったが、同質のもの、一緒に考えざるを得ないだろうというところで区切った結果、このようになった。
6. 社会的養護……今回独立させた。ここは議論のところ。里親等々をあのとお

りに進めていくのであれば、市町村に対してどう関わっていくのかという問題があるし、もちろん児相は大きな役割を担っていかなければならない。新しい考え方をここで盛り込まざるをえないと思っている。社会的養護というのは、いわゆる施設内養護に限らず、社会的養護そのもの。ここを新たに展開していただきたいため、1つの項目として起こした。

7. 行政権限の行使と司法手続き……いわゆる司法。ここは新たに弁護士の方など、司法関係の方を配置するという法律の転換もあるので特化した。
8. 新しい試みである6・7は、それぞれ起こしたということ。新しい先行きを展望しながら考えていただきたい。

<テキストの作り方>

○3つの科目に共通事項が多いので横並びで考えていく。基本的な用語や方法の理解が科目間で相違がないようにする。

○ただし、たとえば児童福祉司任用前講習会と任用後では理解は変わらなければならない。必要に応じて加筆する。

○今回、演習は除く。知識編・講義編の共通事項、考え方の共通すべき事項をまとめたい。

○任用前と任用後で変わるとすれば、「演習」の部分が大きいと考えている。これは今後の課題であろう。

○本日の検討事項としては、まずは科目群ごとに講義に盛り込む内容を挙げたい。後々には3つのテキストに分かれるが、作業のために共通した科目群に分けた。

<テキスト執筆（書き方）についての考え方>

○テキストでは最低限の共通知識を押さえる。最低限共有すべきキーワード・考え方の基本を共有したい。したがって簡略なものとしたい。（情報収集の結果、同じ内容でも捉え方や焦点化が大変違うことがわかった。これを画一的に同じ形で講義をするのは無理があり、それであればビデオでもよいということになる。面接で講義をすることの意味を考えると、テキストとしては最低限の共通知識を押さえることが大事だろうと考えた。）

○資料：テキスト科目イメージ案参照。科目名、テーマ（ねらい）は決定しているので、細目ごとにキーワードを出していただきたい。

○1つの細目につき400～500字程度の極めて簡略なイメージ。極めて基本的な事柄を取り上げていただきたいが、必要なことはもらしてはならない。絶対にこれだけは研修の中で触れて、理解していただきたいという項目を挙げ、それに対する適切な解説をここにいただきたい、という考え方。

○つまり、内容に肉づけするのは各研修講師の先生の個性や創意工夫にお任せする。少なくともテキストに書かれた項目はご説明いただきたいということ。あるいは、先にテキストを配れば、受講生の方々に理解すべき内容を事前に見ていただくことも可能。その内容を研修会の中で深めるという意味合いのテキスト。

○学生向けのテキスト（これを読めばすべてわかりますというもの）ではない。

これをふまえて本日の午前中は、科目群に関する考え方、あるいはテキスト作成の骨子についてのご意見をいただきたい。また、各科目群の所属グループの調整も行う。そして午後は実際にキーワードを挙げる作業に移っていただく。

事務局 今回の研究会を進めるにあたり、各科目群のリーダーを決めさせていただいた。そのリーダーを中心に方針を決めたのち、この全体的な研究会に至った。

＜各リーダーの紹介＞

資料：「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧で、

○印がついている方がリーダー。

※「要対協・児相の運営/市町村内の連携」のリーダーは宮島先生。

※「7 行政権限の行使と司法手続き」に関しては、大変特徴的な科目群なのでリーダーを設定することはできない。今後はリーダーで執筆者候補を挙げ、その先生に執筆を進めいただく。

研究代表 「7 行政権限の行使と司法手続き」のところは弁護士の方の候補を出しており、現在調整中。次回の研究会では名前をご紹介できる予定。

事務局 今回は「標準テキスト」を作る。内容について異論がある、いろいろな説があるものは、基本的にテキストには反映しない。全国に共通して最低限必要なことを述べるという設定。ワーキングで決められた細目については、テキストに必ず反映していただきたい。

午後の分科会では細目などを見ながら、テキスト内容のキーワードなどの抽出をしていただきたい。

[質疑応答・意見交換] ※敬称略 約 1 時間 15 分

事務局 科目群の考え方、テキストのイメージ等について、あるいは進め方についてのご意見があれば、ぜひ委員の皆様に発言をいただきたい。

発言 **資料：研修科目群**で、色分けと科目群でズレがあるところはどう捉えればよいのか。任用前講習会の「障害相談・支援の基本」は、中身からするとソーシャルワークの中に入る気はするが、障害に関わる法制度は当然「2. 子ども家庭福祉の法制度」のところに入ると思うが。どういうことか？

研究代表 おっしゃるとおり。両科目群それぞれでキーワードを出していただき、その後、リーダー会議で整理したい。

科目群に分けたのは作業上であり、テキストにするときに、この科目群として出すわけではない。

ほかの科目関しても、細目が共通してくるところはおおいにあり得るので、まずは科目群に関わるキーワードを出していただき、後のリーダー会議で整理したい。

発言 完成形はどのようなものなのか？

36 科目×4～6p＝144p 程度のものを 1 冊納品するイメージなのか、「要保護児童対策調整機関専門職研修」「児童福祉司任用前講習会」「児童福祉司任用後研修」の 3 つに分かれるのか。

研究代表者 成果物は、使いやすさを考え、3 冊別々にする。

ただし作り方の手順としては、3 冊の共通項目をすべて出してから、それぞれに必要ながあれば加筆する。最終的にそれを整理し、成果物として出すときは 3 冊として出す。従って、3 冊に重複するところがあることになる。

発言 実際にテキストを使用する側のことを考えた場合、この少ないボリュームでは概要しか書けないため、講義で参考になるものができるのか、心もとなく感じる。厚労省としては、そのような「概要版」のイメージで OK ということなのか。

**厚労省
担当者** そのとおり、了解している。

研究代表 意見や考えが分かれるところがあるとは思っているが、今回は「全国共通バージョン」を作るため、基本的に、意見が分かれるところは取り上げない方針である。どうしても取り上げなければならない場合は、「A という意見もある、B という意見もある」と書き、考え方がどちらかに偏らないようにする。基本的なタームだけではなく、今日の状況について複数見解があるならば、別の手立てを考える。

例えば、都市部と小さい市町村では状況が異なることを踏まえて、まずは基本的なことを書く。そして、たとえば都市部のケース、小さい市町村のケースを書くとしたら、別に書く。

発言 テキストの使用者に対する「最低限の知識をもってもらいたい」という目途のほかに、テキストを誰が使うのか、といった点はどうか。

都道府県等で研修会を開く際に、大学の先生方やお医者様の先生方をお呼びして講義していただく部分と、一般の行政職員・児相職員が説明する部分もあるが、いわゆる講師側としてはどのあたりをねらっていくのか。「こういうことを受講生に理解させたい」という意味で、「こういうところは必ず言ってください」という使い方をするのか。それとも行政職員が講師をするときに、これを見ながらするものなのか。受講生側なのか講師側なのか。

研究代表 個人的な見解ではあるが、これはガイドラインなので、テキストとして使用を義務づけるわけではない。これがそのまま厚労省に採用され、公的にこれに基づいて研修を実施するというものではない。「標準テキスト」の一案として提案するものと捉えている。

ただし、これを広範に配布することは事実である。そのため、「義務づけられた研修において、ここが最低限、理解してもらいたい内容」を本研究会が提示するテキストを作ること。

発言 細目ごとのボリュームについて、もう少し融通をきかせていただきたい。

1 つの細目について 400 字くらいが目安ということだが、たとえば、「虐待対応」の中にある「性的虐待の対応」を 400 字で書くのは不可能。おそらく小見出しが最低でも 6 個くらい並び、5 ページくらいは必要な内容だと思う。

同様に、かなりの項目が 400 字ではまとめられないと思うため、ボリュームが膨らむのではないかと思う。

研究代表 おっしゃるとおり。項目ごとに（特に、基本的事柄のような項目と性

的虐待のように知識が十分浸透していない項目では) ボリュームが違ってくるのと思っている。まずは書いていただき、あとで精査していきたい。そのあたりは柔軟に考えており、「厳格に 400 字を守ってください」というものではない。確かに 400 字程度は少ないとは思っているが、目安がないとボリュームが膨らみすぎる懸念がある。それを食い止めるための目安としてお示しするものである。

発言 そうすると、「全部を 1 冊で」というのは難しいと思う。たとえば 7 分冊にするなどしたほうが、それぞれが分厚くなるよりよいのではないか。

研究代表 最後の成果物をどう作るかということは、分量が決まったところでご相談したい。

発言 2 点確認したい。
「資料：テキスト科目イメージ案」について、細目ごとにキーワードを入れていくというのはわかるが、キーワードの位置づけ、何を挙げるのかというのが理解できない。

研究代表 それを午後、各科目群の中でご検討いただければと思っている。
前回のリーダー会議では、まずはキーワードを出していただき、それを含めて文章化していただきたい、というイメージだが、いかがか。

発言 たとえば、「1 社会的養護」にある「家庭養護」は、キーワードというより当然書かれるべき項目なので、キーワードとは違う話と思う。
午後にグループディスカッションをするにあたり、そのイメージがいまひとつ持てない。たとえば、「こういうことが重要なので、これを伝えたい」ということであれば、キーワードというよりサマリー（短文）のほうがよいのかと思った。

研究代表 そこは、むしろ議論いただきたいところ。
簡潔に書くために、まずはキーワードを出していこうというのがリーダー会議での考え方だった。つまり、サマリーと同義だとは思うが。
「このことだけは理解してほしい」ということをテクニカルタームとして出して、そこに肉づけしてく（＝サマリーをする）と思っている。

発言 もう 1 点。「資料集」があるといいのではないか。

1 項目で 400～500 文字となると、おそらく考え方だけになってしまう。その背景になっているデータ、国の通知文、統計資料などは中に入れられない。引用・参考文献を書く欄はあるわけだが、たとえば「資料集」という形でまとめるのはどうか。そのままコピーして使うこともでき、各都道府県の研修講師の方には大変役立つのではないか。

研究代表 個人的には、作りたいと思う。先ほど「演習編」という話をさせていただいたが、同様に「資料編」として作るなど。

発言 テキスト自体の使用期限はどの程度と考えているか？
資料集などを入れると、当然、ある時点で区切られるものなので、その後の活用年数のイメージができてしまう。5 年後に第 2 版を出すなど、使用期限のイメージを教えていただきたい。

研究代表 基本的な部分は長く使えるものとしたい。基本的なタームとして長くもつものと、短期的に入れ替えが必要なものがある。例えば、「資料編」や「演習編」は「基本編」とは切り離しておき、それぞれ増版していく形がよいのではないかと考えている。
今のところ、来年度に私どもがテキストを再編するかは定かではなく、今後の見通しはない。

発言 個人的意見を 1 つと質問を 1 つ。
先ほどから出ている、「ボリューム」や「誰のためのテキストなのか」は、大事だと思っている。個人的には、ボリュームの話や、最大公約数だけをとるといふ方針をふまえると、まずは講師にわかってもらうために作るものだということが共通認識としてあると、書きやすいのではないのかと思う。受講生にわかってもらいたいと思うと、どうしてもボリュームが増えていくが、講師を対象にすれば、シラバスの拡大版的な形で、キーワードをいくつか並べておけばだいたいわかってくださるだろうと認識できる。
自分もテキストがある講習の講師等を受けたことがあるが、講師側もテキストを見ていろいろと悩むので、講師側に特化するとまではいかななくても、対象者を意識するのは非常に大事。
また作業的には、キーワードを先に挙げる方法もあるが、個人的には、ある一定の人にまずたたき台を書いてもらってから、「こういう項目を入れていただけないか？」「本当にこの中でわかってほしいものはどれか」といった話をしたほうが、より現実的に作業が進むかと思う。時間がなく、小項目の数もかな

りあるので。まずは小項目をひと通り書いてみてからキーワードを最後に並べるという手順もありだと思ひ、そのほうがお引き受けしやしい。皆さんはどうかわからないが。

質問としては、縦軸監修をする人も本来必要だと思ひ。縦軸、つまりそのテキスト内で一貫性をもたせられるのか、そしてそれが受講生や講師の方を意識したものとなっているかを全体監修する方が必要だと思ひが、そのあたりはどうなのか。

研究代表 1 目。先ほどもキーワードからかサマリーからか、という話があったが、とりあえず今日の午後は、必ずしもキーワードでなくてもよいが、「こういう事柄を含むことが必要だ」という意見を出していただきたい。並行してサマリーを書いてもらうのもよいかと思ひるので、リーダー会議で今後の進め方は考えたい。

2 目。講師向けか受講者向けか、について。実際に自身の行った研修を振り返ると、90 分ではすべての内容を均一に網羅するのは不可能であり、焦点化して組み立てざるを得なかった。逆に、そうでなければ、面接での研修を行う意味や、説得力がない。

したがって講師の方に、「このやり方で、これをすべて網羅してほしい」といったものにするのは不可能。「こういう内容が含まれている」と意識していただくという意味合いで考えている。意識はしていただくが、講師の方のやり方はそれぞれおありだと思ひ。

また、受講生の方にも配り、最低限の辞典のような形で予・復習等に活用していただき、「こういう内容が含まれている」ということを受講生の方にも同様に意識していただくものとしたい。

縦軸の一貫性については、今のところはリーダーが頻繁に集まり、それぞれの科目群で出た話の調整をしていきたいと思ひている。もう少し人数が必要となれば、その都度、その他の方々にもお集まりいただき、縦軸に一貫性をもたせたい。今のところは、そのために各科目群のリーダーを置き、科目群の話し合いとは別にリーダー会議を開き、縦軸を通していくつもり。

発言 テキストの周知方法について確認させていただきたい。
国から全国に流されるのか。

厚労省

担当者 都道府県の局長会議、課長会議などの機会があるので、そうしたところで周知させていただきたい。

発言 具体的な話になるが、たとえば電子媒体はどうなのか。電子媒体なら、各都道府県で、研修に備えてプリントアウト・製本することが可能だと思うが。できるが。せっかく成果物できても研修で活用されないと意味がない。たとえば都道府県のところで留まっていたのでは全然話にならない。

厚労省

担当者 今ここで必ず HP に出せるということは申し上げられないが、他の報告書には HP で紹介しているものもあることから、そのような周知方法もできる、ということでご理解いただきたい。

発言 厚労科研では膨大な研究がされているが、そのほとんどが現場で活用されていない印象を受ける。それではもったいないので、活用しやすい媒体・方法を考えていただきたい。

発言 キーワードは科目ごとに挙げるのか？

事務局 キーワードは細目ごとに挙げていただきたい。

研究代表 **資料：テキスト科目イメージ案**では、科目ごとにキーワードを入れるかのように見えるが、また、「1 社会的養護」の文章がサマリーになっているが、キーワードは細目ごとに挙げていただきたい。

事務局 **資料：テキスト科目イメージ案**のキーワードは仮で設定しているもの。

発言 そうすると、たとえば、「1 社会的養護とは」が 400～500 字として、この中でキーワードを出していく。

研究代表 そのとおり。必ずしもキーワード（語句）でなくても、短文でもかまわない。細目ごとに最低限共有すべき内容、最低限理解すべき事柄を出していただきたい。

発言 そうすると、作業プロセスのためのキーワード作りであって、最終イメージとしては、このキーワードはなくなるということか？

発言 つまり、今日の作業としてはキーワード的なもの出すということ。キーワードを示したうえで適切な方々に執筆依頼をするために、その前作業をしてほしいという意味でよいか。

研究代表 内容によって執筆担当者も決まってくると思う。また、執筆前に各科目群の中での重複についても調整しなければならない。細目だけを指定して執筆すると重複が出てくるため、縦軸を通してから執筆依頼をしていく。

発言 今回のテキストはあくまでも講師をする方々のためのテキストである旨、講義をするにあたっての指針を示すものだという旨、そういった位置づけをきちんと書いていただきたい。

現状、児童相談所や市町村の児童虐待に関する業務において、標準となるものがない状態なので、今回のテキストへの期待は大きいと感じている。しかし、今回のものを「テキスト」と呼ぶには、内容、ボリュームがあまりに薄いため、実際に見られた方は期待はずれと感じるのではないか。

研究代表 おっしゃるとおり。今回のタイトな期間では、内容をすべて網羅して説明するようなテキストは不可能なため、基本的な骨格だけを示すという考え方である。「テキスト（骨格）作成」といった形でお許しいただきたい。できれば、どこか1科目は補足資料として、「本来であればこのように完成していく」といったものが、もそも加筆できればよいとは思っている。先ほどの「資料編」「演習編」のような形で、「講義展開」などがあってもよいのではないかと。

発言 「骨格」ではなくて、学校の先生が使うような「指導要領」的な位置づけであることを明確にしていきたい。講師向けに「これを押さえておいてください」「どういうふうに教えてほしい」といったことを伝えることを使命としていると、明確に位置づけしていただきたい。
厚労省はそれで OK か？という問題もあると思うが。

研究代表 そのとおりだと思うので、指導要領として明記する。最初「ねらい」として。

発言 今おっしゃっていることはそれでいいのか？当初の詳しい中身はわからないが、いわゆる多くの受講者向けのテキストを作るというイメージで準備されて

いると思っていた。テキストには当然指導要領がつくわけだが、「指導要領のみを作る」ということでよいのか。そこを確認したい。

研究代表 持ち帰らせていただきたい。

厚労省からの言われていることは次の2つ。

- ① 3月31日までに作らなければならない。この件が決定したのが10月だったため、~~の~~延期も相談したが、必ず3月に間に合わせてほしいとのことだった。その中でできることをする。
- ② 「標準」となるテキストを作してほしい。

全国の標準であり、最低限度共有すべきものとするには、全国の方々の意見を反映させる必要があるし、内容を揉んでいかなければならない。誰かひとりの考えで執筆するなら時間短縮も可能かもしれないが、そういうものを作るわけではない。

さまざまな論議が起きている最中であり、細部まで書くと異論が出る。時間のとの兼ね合いを考えなければならない。いずれにしても、この件について、厚労省とは話す。

今日の作業としては指導案を意識し、内容の骨格を議論していきたい。

発言 各自治体で講師をする方が何をやっていいか迷っておられる現状があるので、その目安となるものがとりあえず出るというのが一番現実的だと思う。現時点では、講師をなさる方の目安になる、一般的なものを作るのだと思う。いわゆる「テキスト」については、その先の話として、再度仕切り直して丁寧に作ったほうがよいと思う。

研究代表 まずは研修現場で困っているところに対応できるものを3ヶ月間の中で作成し、それ以後に引き継ぐものとしたい。

発言 今回の成果物は、講師の方だけに配られるものなのか、講師向けのものと受講者全員に配られるものの2本立てになるのか、それとも同じものが講師と受講者に配られるのか。今議論されているのはそういったことなのか？

研究代表 今回の成果物は、たとえ「骨格」であったとしても、受講生の方に配布されること自体は問題ないと思う。

ただ、今議論されているのは、受講生の方々に理解していただくためには、もっと丁寧に書き込まなければテキストと呼べないのではないのか、ということだ

と理解している。

発言 となると 2 種類？

研究代表 今回は、講師の方が使うことを想定した「テキストの骨格」を提示するのが現実的と思われる。

ただし、それを受講生の方々にお配りいただくことは可能。今回の「テキストの骨格」は、受講生が読むだけで理解できるというものではないが、配ること自体が不適切という話ではない。しかし、これが受講生向けのテキストだとしたら、この内容だけでは不十分という意見だと思っている。

「テキスト」であるべきだとは思いますが、現実論としてそこまでは行き着かないので、骨格を適切にお示ししたい。

受講生の方が読んで内容すべてを理解できるというものについては、今後に引き継ぎたい。あるいは、今回の骨格をもとに各都道府県や個人の先生が作られるのかもしれない。

発言 互いの共通理解のために、講師・受講生の双方に配られることは必要だと思う。ベースとして。そのうえで、おそらく講師の方は、そこに事例や自分の知見を加えるなどして肉づけをされると思う。

ただ、配布については厚労省にご検討いただきたい。できれば厚労省の HP からダウンロードできる形が一番よいと思う。厚労省としてはそこまでお考えかどうかかわからないが、その取り扱いはきちっと示していただいたほうがよい。基本的には、今回の成果物は皆が見る共通の了解事項なのではないかと思う。

発言 児童福祉司任用前は講習会で、任用後は研修となっているのは意味があるのか？ それとも今回のテキストを作るにあたっては特に意識しなくていいのか？

厚労省

担当者 今回のテキストを作るにあたっては特に意識しなくてよい。講習・研修の違いについては、私が正しい答えをしなければいけないと思うが、勉強不足で申し訳ない。

発言 専門でない人が講師をせざるを得ない場合もあることを意識していただけるとよい。実務と密接に関係している科目と、実務をするうえではあまり意識しない科目が混在しているが、実務とかけ離れた部分については少し丁寧な書き

込みがあると、我々にはありがたい。

自治体によっても違うと思うが、大学の先生が手当てできないなどの事情により、自前でやる場合がある。そのとき、たとえば虐待対応のことであれば、ある程度のポイントがあれば、我々でもお話できる。しかし、「ソーシャルワークとは」とか倫理の問題などは、実務ではあまり意識していないので話をするうえで困る。大学の先生であれば、項目だけお示しすれば時間が足りないくらい喋ることはあると思うが、なかには人に教える立場ではないような、普段児童相談所にいる者が講師をせざるを得ない場合もある。ポイントだけを示されても、結局は社会福祉士養成講座の本を読んで……といったことになる。

そういうところに期待しつつもあり、一方で、そもそも実務をやるうえでこんな科目がいるのか？とは思っている。そんなことはないのだろうが。

研究代表 現場のお立場として、難しいところは赤のところか？

発言 そのとおり。赤とか、ブルーの部分の「権利擁護と倫理」とか。いわゆる学問的なところ。2、3のあたり。そんなことも知らないのかと怒られるかもしれないが。

研究代表 どのようにするかはちょっと考えさせていただきたい。

発言 議論を合わせると、メインの読者は研修講師の方で、その講師の中には大学の先生もいれば、児童相談所職員やOBの方もいらっしゃる。さまざまな方々がいる中で、全国標準化した研修ができるようなガイドラインを示す、と理解した。

発言 細目だけでは中身はよくわからないという意見も多々あるので、「細目をもう少し膨らませるとこんな内容なのです」ということを、講師の方に伝えていくことが、このテキスト（あるいはガイドライン、指導要領）の役割と考えてよいのかと思っている。それでよろしい？

厚労省

担当者 我々の主眼は「研修の全国標準化」になると思うので、それを一番の目的とお考えいただきたい。講師の方に「こういった研修内容でやってほしい」という観点から進めていただくことになるかと思う。

誰に配るのかに関しては、事務局のほうと調整させていただきたい。

発言 もう1点。具体的に執筆するのは、このメンバー全員が執筆するのか、またはグループ内の誰かが執筆して、グループで練り上げていくイメージなのか、あるいはそれはグループの中で決めるということなのか。

研究代表 手順としては、午後の分科会で、これは最低限必要だろうというキーワード・事柄・内容を出し合っていたいただいたのち、リーダー会議を開く予定になっている。そこで、本日出た内容を整理したうえで、執筆者を決めさせていただこうと考えている。内容に合わせた先生を考えたい。

発言 このメンバーが全員執筆者になるとは限らない？

研究代表 そのとおり。先生方には、執筆者になっていただけるかどうかお聞きしているので、そのご意向を反映させながらと思っている。

発言 研修をする方、講師の方がどんなものを目指すのか、ということで、資料の中の到達目標でいわれていることに沿ったものにするなら、到達目標も含めた指導者向けの指針になるものを作らなければならないと思う。今回の最初の話では、そその部分は現段階では講師に委ねておいて、最低限これだけは盛り込んでおく知識を挙げればよいという印象をもったが、それだけでは済まないような気がする。午後どこまで話をしたらいいのか、少し迷っている。

研究代表 到達目標が示されているので、当然そこにも目配りをしながらキーワードを挙げていただきたい。この研修が目指していることは、要対協の調整機関の担当者、あるいは児相職員の方に「このことだけは理解してほしい・身につけてほしい」というもの。一般的な学生向けのものではなく、専門職を養成するにあたってのことなので、そこは目配りをしながらキーワードを挙げていただきたい。

発言 通知の中に書かれているのかもしれないが、研修科目群ところの「児童福祉司任用前講習会」の対象者とは？ 児童福祉司発令になるかならないかの、広く希望者を対象とするのか？ 北海道はいきなり児童福祉司で、ということもあったりする。

発言 基本的には社会福祉主事の方で。

発言 異動してきて、たとえば4大を出ていて、必要科目があつて、社会福祉主事の

任用資格がある。そのような人たちが 2 年間福祉か何かの実務経験があって、そして発令する前に、この講習を受けてもらうというイメージで私はいる。

発言 現状の人事のシステムの中では……

発言 私の県も同じ。いずれにしても、児童相談所に来てから、ある程度実務をやりながら、この講習を受けるというイメージになると思う。

発言 児童福祉司以外の職に就いていて、という……

発言 相談員等で、発令せずにおいておき、この講習が終わった段階で 5 月 1 日で発令するとか。

発言 講習を受けたあとに正式な発令がある。

発言 道のことでいうと、児童相談所以外から来る職員が結構多い。

発言 うちも同じ。

発言 社会福祉士とかもたれていれば、そのままできるが。

発言 資格要件はまちまちだと思うが。

発言 任用前講習会の受講者について、今年行ったときは 15 人くらい受けたが、大半が市町村の職員だった。なぜかという、要対協調整機関の職員になるために、その資格要件を満たすために児童福祉司の任用前講習を受けるケースが大半。

したがって、むしろ他県では、先ほどお話しもあつたように相談調整発令をして、講習を受けた人から児童福祉司発令に変えたりする。実際には、たとえば社会福祉主事の任用資格はもっているものの福祉の現場がわからない人がいきなり講習を受けるパターンも想定されるので、運営していて内容は難しかったという実感がある。

発言 児童福祉司任用後研修は、発令になって間もなくのイメージなのか、一旦経験してからというイメージなのか。

発言 そこは自治体によってさまざまと思われる。僕らは 4 月 5 月でやってしまうが。

発言 初年度ですかね。ただ回り始めるとおそらく受講者は少なくなる。

発言 来年からは児童福祉司ばかりになっていくだろう。

発言 午後に行う研修科目群のキーワード出しについて。

資料：研修科目群は、横軸で色分けをしているが、必ずしも縦軸の関連が切れているわけではないということで、「他の分科会にこのキーワードを入れてもらいたい・このキーワードを入れてもらわないと自分たちのストーリーが成り立たない」といったことも話し合いの中で出すということか？

研究代表 そういうお話が出れば、ぜひ出していただきたい。あとで整理がしやすくなる。そのため、この分科会に入ったからほかのことは言わないということではなく、出していただければと思う。

発言 今日は話し合いをして、執筆者はリーダー会議で決めるということで。執筆者は、この 34 名に委員以外にもお願いする予定か、それとも 34 名の中で分担するのか。

研究代表 思ったよりも執筆可能な方が少ないので、34 名以外の方も現実的に考えざるを得ない。割り振ってみてから決めていきたい。これ以外にも司法の部分については、現在調整中。

発言 当初は、基本的にこのメンバーで考えていた？

研究代表 最初はそういう予定であったが、執筆を断られた方も少なくない。委員についても、もっと大勢を予定していたが、日程的な問題もあり、断られた方がいらっしゃる。そういった事情もあるので、項目に応じて、これからお声かけしたいと考えている。

発言 最初はテキストを作るというイメージだったので執筆は到底無理と思っていたが、400 文字なら皆さん改めて考え直されるのではないかな。

研究代表 再度おうかがいをする。

発言 午後、グループに分かれたとき、そもそもどういうふうに進めるのかという議論になる気がする。キーワードについて皆さんと改めて話すよりは、「この科目を進めるにあたり、こういうところをポイントにしていきたい」ということを話すほうがいいのかなと思うが。

というのは、作っていくプロセスの中では、基本的には到達目標を作り、それをまとめた形で細目になっているので、そういう意味では細目に書かれているキーワードはだいたい到達目標に書かれている。そして基本的には、この場にいる方はそのキーワードについてはだいたい共通理解している。そのキーワードについてどう話すかということより、テキストはテキストで文章として作らないといけないのだろうと思っている。資料：テキスト科目イメージ案では、最後の「10 まとめと課題」のところで講師としての進め方のポイントをまとめるというイメージのようなので、そういった進め方のポイントについて話すほうがよいのではないか。

事務局 午後に関しては、キーワードや各科目の内容を見ていただきたい。各科目の到達目標と細目が同時には書かれていないので、それぞれの到達目標がどの科目・細目を指しているのかを読み取りながら、各科目で教授したい内容・キーワード・要所等を挙げていただきたい。

＜今後のスケジュールに関して＞

資料：「児童福祉司等の義務研修テキストに関する調査研究会」スケジュール
12月

本日、キーワードや各科目で教えるべき教授内容を詰め、23日（土）にリーダー会議を招集。いただいた意見などを考慮しながら、各科目（場合によっては細目ごと）の執筆者を検討。今月中に執筆依頼をさせていただきたい。

1月

1月27日の第2回研究会に向けて、本日の欠席者に本日の議事録を送付し、ご意見を収集しながら準備を進める。1月25日頃にテキスト第1案の締切を設定しているので、出ている範囲で共有し、第2回研究会としたい。

2月

第2回研究会で出た意見をリーダー会議で協議しながら、第3回研究会の準備を進める。並行して編集・校正作業もしていき、それらをリーダー会議等で内容調整したものを第3回研究会で確認。

第一次案としてのテキスト案を2月21日頃までに完成し、各委員に送付。3回

目のリーダー会議で再検討する。

3月

第4回研究会は当初想定していなかったが、3月中に第4回研究会を行い、最終的に今回のテキスト案（あるいは指導要領案等、呼び方は検討）を研究会の中で確認。加えて、この研究会の報告書もまとめ、3月中に全てをまとめる。タイトではあるが、そのようなスケジュールで3月まで進めさせていただきたい。

研究代表 では、午後は各グループに分かれて、内容に関してご意見を出していただきたい。キーワードにかかわらず、留意すること、進め方、あるいは他の分科会に関することなども、ご意見を出していただきたい。それを集約し、リーダー会議で整理していく。

要保護児童対策調整機関専門職研修

科 目	細 目	キーワード等
子どもの生活に関する諸問題	○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題	いじめ、家庭内暴力、児童虐待、児童ポルノ被害 非行、物質依存、性暴力、放火、不登校、ひきこもり、自殺
子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況	成長曲線、身体発達、運動発達、知的・精神発達、性の発達 乳児期・幼児期・学童期・思春期の理解、発達理論、アタッチメント 子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害
子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○児童の権利に関する条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 ○個人情報情報の取扱い ○記録の取り方・管理 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	児童の権利に関する条約、権利の能動的主体、権利の受動的主体 権利行使の主体としての子ども「タラ」の関係から「ヨコ」の関係、子どもの権利と親権との関係（権利義務、子どもの利益のためにある） その他：事例や実習によって理解できるもの。話しただけでは伝わらない。講師向けであれば、具体事例を盛り込むこと、と入れたほうがいいのでは。 次の「児童の権利に関する条約」の項目と合わせて。 子どもの権利の尊重、児童の意見表明権 能動的権利行使を認めているもの（宗教、集会、思想信条など）、国際法としての解釈、順守しなければならないもの、子どもの権利委員会 1条、2条、3条、子どもの権利条約の精神にのっとり（それがわかれているのが1、2、3条） 原章、国民、保護者、国、地方公共団体、意見表明権 3条の2、子どもの権利条約の中に含まれる。 その他：社会的養護の中でも触れてほしい 体罰、しつけ、懲戒権の範囲、虐待、いじめ、施設内虐待 その他：社会的養護との関連でこちらでは総論や理念的なこと、社会的養護では各論や具体的なことを書いて重複を避ける。 侵害を受けたときの権利擁護の項目がないが、その内容も入れる必要があるのでは。権利擁護の仕組み。確立された制度を載せる。虐待通告。人権擁護委員会 市町村で扱う場合は条例のほうに影響が大きい。 個人情報保護を義務づけている法律の概要と、例外規定も書く（通告等） 転居先・転居元との情報共有、協同面談 その他：通告義務、情報共有、個人情報法と通告との関係、要対協との情報共有、などは細目の中の細目として入れる必要がある。 守秘義務や保護法等と、相反すること（通告等）はどうか、う仕組みになっているか、 実務上の個人情報や守秘義務めやすをどこまで書くか、研究機関への情報提供などは見相の業務の中では見相の中で悩ましい部分。 実務者が自分の身を守るような内容を入れておかないといけない。 法律事項ではない、見相の運営指針にかかっている それぞれの都道府県や市町村で確認する その他：現場では一番悩むところ。 ここでは子ども家庭福祉に特化した倫理的配慮（ソーシャルワークなどまた別項目）なのは。 倫理＝守るべき基権が明示されていない状況なので配慮を示すのは難しい。 他の資格が使っている倫理綱領を参考にして実践にあたるように示すか。 ソーシャルワークを超えた子ども家庭福祉における倫理になると、ケアの部分も含まないといけないのでは。
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割	虐待対策、いじめ、体罰、非行、少子化対策、健全育成、保育、貧困、格差、子育て支援、障害児を抱えている親のストレス、引きこもり、家庭の孤立、外国人、今課題になっているところを挙げていく、それぞれが結びついている 市区町村は第一的に相談支援していく 児童福祉六法、関連法令の概要、児童虐待防止法、DV防止法 児童虐待防止法、少年法、民法 児童虐待防止法、少年法、民法 その他：条文を説明する場合は何条何項かを入れた方がよい。 地方分権進んできた、自治体の役割が大きくなっている、役割分担 児童福祉法に關連して国が通知を出している内容について 児童福祉審議会（都道府県・社会保険審議会） 役所の人だけでなく職者の意見も聞いて政策がすすめられている

子どもと家族の暮らしに関する法と制度の理解と活用	○子ども・子育て支援制度	貧困対策まで入れるか
	○子ども・若者支援制度	ひきこもり
	○ひとり親家庭の支援制度	
	○障害種別と障害支援区分	
	○障害に関する法令と制度	その他:精神保健福祉法(精神障害者としての支援制度ではなく、医療保護入院や措置入院に絡むこと)→もしくは○子ども家庭福祉に関する法令及び制度に入れるか
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○生活保護制度・低所得者対策制度	貧困の連鎖 ひとり親家庭支援制度 その他:低所得者対策制度＝生活困窮者支援
	○ソーシャルワークとは	
	○ソーシャルワークの歴史	
	○ソーシャルワークの原理と倫理	
	○ソーシャルワークの方法	
	○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども家庭支援のあり方	
	○ケースに関する調査のあり方	
	○子ども・親・妊婦・家族、地域のアセスメント	
	○子ども・家族とその関係性のアセスメント	
	○ケースの問題の評価の方法	
	○支援計画の立て方	
	○ケースの進行管理・再評価	
	○チームアプローチ	
	○ケースカンファレンス(事例検討)	
	○妊娠期におけるソーシャルワーク	
	○子ども虐待の一般的知識(現状と課題を含む)	各虐待の定義、法改正の経緯・推移、件数、マストリーメント、安全・安心
	○子ども虐待対応の基本原則(基本事項)	虐待対応、「子ども虐待対応手引き」の8原則
	○子ども虐待の発生予防	子育て世代包括支援センター、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ、胎生期からの切れ目のない支援/特定妊婦、地域関係機関との密な情報共有と連携、のぞまない妊婦
	○子ども虐待における早期発見・早期対応	義務規定、189(イチャハヤク)
子ども虐待対応 *細目の順番を替えたほうが良いのでは? :①～④、次に⑬③「通告受理」、⑭、⑮、⑯「調査」、次に⑤「保護・支援」～⑩「事実確認面接」、そして⑪～⑫	○子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分離保護・養育・家庭支援)	(保護):一時保護によるアセスメント、支援方針に対する子どもと保護者への説明、短期生活指導 (支援):サインズオブセーフティ、家族関係の再構築(PCI・ベアレントレーニング)、地域サービス(デイサービス、保育園の調整等)、ライフストーリーワーク、自立支援
	○子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング)	教育・医療情報を含めた総合的な福祉アセスメント、中長期目標と短期目標、PDCAサイクル、定期的なアセスメントの見直し
	○子ども虐待事例の心理療法	トラウマに焦点化されたもの、支持的な心理療法、認知行動療法、親子関係調整など
	○子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)の検証の理解	国の重大事例検証報告の周知、目視確認できないことに対するリスクの高さ
	○虐待・ネグレクトが子どもにも与える心理・行動的影響	不安定なアタッチメント、身体発達・知的発達の遅れ、学力の低下、感情コントロール困難、発達障害との類似性、解離
	○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	医療との連携(セカンドオピニオン)、法医学評価、家族機能の総合判断の重要性
	○被害事実確認面接についての理解	司法面接の意味、情報退避に対する評価、警察・検察との連携
	○通告の受理、安全確認	受理会議、48時間ルール、目視による現場確認
	○通告時の聞き取り方	通告受理票、いつどこでどんなふう(頻度・状態)、通告者の連絡先の確認
	○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント	身体的安全の注目(年齢・受容部位/自殺企図)、アセスメントルールの使用、組織判断の重要性
	○調査	情報収集手段(情報源)、情報の質(自分でみた情報か、伝聞情報か)、具体的・客観的情報の重要性
	○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方	共同面接の取り組み、情報共有の方法と告発
	○特別な支援が必要な事例(代理によるコミュニケーション困難、性的虐待、医療ネグレクト)の理解	代理人によるコミュニケーション支援、医療ネグレクト、教育虐待
	○乳児届さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応	予防教育、医療機関との連携、一時保護委託、警察・司法との連携
	○性的虐待への対応	性的虐待対応ガイドライン、非加害親の支援、告発の有無(刑法の改正) 被害事実確認面接の手法に基づく協同面接の支援
	○居住実態が把握できない児童への対応	会えない子どもに対するリスク(健診未受診事例、不登校で子ども事例の引き継ぎ、転居事例の引き継ぎ)、定期的な実態把握
	○無戸籍児童への対応	外国籍児童への対応、300日問題

要保護児童対策地域協議会の運営	各関係機関の特徴と役割		保育所・学校・児童養護施設・乳児院・児童家庭支援センター等、自機関を出機関に説明できること、
	医療機関との連携		医療機関への要対協の周知、パートナーシップ(役割対等性)、MSW・PSWとの連携、産婦人科医師会・小児科医師会・歯科医師会、
	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方		情報共有から焦点化、パートナーシップ、主担当機関とはあくまでも市区町村が兄相、主たる援助機関(キーパーソン)(例えば保育園)と混同しないこと、
	多機関ネットワーク		
	関係機関との協働と在宅支援		民間支援機関との協働、
	要保護児童対策地域協議会の運営・業務		要対協はなぜ必要か、なぜ生まれたのか、三層構造(個別会議・実務者会議・代表者会議)、各会議の役割、進行管理をどこでするか、守秘義務、通告受理ケースは登録台帳に必ず載せる(スルーしない、状況は変われる)、基本は押えた上での各自治体(形態・規模・地域性)ことでの創意工夫、忘れてはいけない子どもの最善の利益・権利擁護の視点、
	関係機関への説明の理論性と正当性の必要性		守秘義務規定や調査協力依頼の依頼(法的根拠)を説明できる
	調整機関の役割		他地域間コーディネーター、市町村の主体性(自分たちの町の子どもたちは自分たちでやりましょう)、「主担当機関が兄相のケースであっても我が町の子ども」という意識、「我が事・丸ごと」、
	他市町村及び管轄外児童相談所との連携		転居ケースの確実な把握(あくまでも居所にて確認)、転居ケースの高リスクについて、
	個別ケース検討会議の効果的な実施・運営		個別ケース検討会議の役割と意義、柔軟な会議開催(2機関3職種であっても必要性優先で適宜開催する)
会議の運営とケース管理	進行管理を行う意義と目的		主担当機関はどこか(児童相談所か市区町村か)、主担当機関の移行、
	要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理		ケースの終結について、スベトラム(連続体)としての要保護と要支援(在宅支援)ケース
	子ども家庭相談の業務		「子ども家庭支援指針」に準ずる、
	相談受理のあり方		組織での受理決定(個人判断しない)、相談→受理/不受理プロセスの記録、
	支援決定の流れ		受理→支援方針検討→支援方針決定→支援→終結、終結(設定)の難しさ、
	保護者理解と支援		家族全体の理解を深める、初めに保護者の話をよく聞く、保護者とのパートナーシップ、保護者にも様々な事情がある、保護者も支援を求めている
	面接相談の方法と技術		傾聴、具体的な支援につなぐ
	子どもへの面接・家族面接・家庭訪問のあり方		接触・接近困難、拒否的な家庭への関わり方、支援のし方のポイント、加害親に必ず会う、
	児童相談所の業務		市町村との違い、兄相の枠組(できることできないこと)、法的権限について、
	児童相談所の組織と職員		行政処分としての一時保護、一時保護所の機能とその役割、心理職、医師、児童福祉司、弁護士、
児童相談所の役割と連携	援助決定の流れ		受理→判定(社会診断・心理診断・行動診断・医学診断)→援助方針会議→援助実施
	市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働		
	母子保健における視点		
	母子保健に関する法令と施策		
	母子保健事業の展開と実務		
	母子健康手帳の活用		
	特定妊婦の把握と支援		
	保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方		
	学校組織		
	教育機関との連携のあり方		
子どもの所属機関の役割と連携	保育所等の利用と連携のあり方		
	所属機関における特別なニーズのある子どもへの支援		

○社会的養護制度	施設の種類 里親制度 里親の募集や研修 その他、地方では里親が雇われているが、いらない場合は知らないことが多いので、しつこいという思いはある。 自分がある市町村に施設はないことが多いが、里親はいるケースが多いはず。県がやっていることだから知らなくていいということではない、というのが最初の結論としてあるべき。 祖父母が養育している生活保護を受けている子どもが市町村が親族里親を紹介するというものがある。 国は「社会的養護」ではなく、社会的養育に置き換わっている。その説明はなっていないのか。2号措置を含めた在宅支援は社会的養育には入っているが、従来の社会的養護の中には入っていない、社会的養護と社会的養育の区別を説明するのかが、社会的養護と社会的養育では細目が変わってくる。正確にいうと、ここでの「社会的養護」は「代替養育」であるととらえるべきと誤解がない。
○養子縁組制度	親族養子（普通養子縁組） 特別養子縁組と普通養子縁組の違いがわかることが大切 市町村からの情報提供 養子縁組制度の中に各種の養子を説明 特別養子縁組制度に関する民間の団体について（第2種社会福祉事業で行なっているもの） 同居児童の届け出 その他、ハーグ条約については「子どもの権利の考え方」に入れた方がいいのでは。
○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	特別養子縁組が成立した後の養親への支援 親族里親への支援、 里親制度の普及啓発は市町村がしている。里親家庭への支援、 里親家庭が市町村の様々な在宅支援サービスを使う、ショートステイ 里親支援事業の民間団体（里親支援機関）との連携 その他、里親支援機関を担っているところが民間、施設関係くらい。里親支援そのものは里親が担当していてそこから民間に委託している。委託という形での連携もある。委託の枠を超えて支援しているのもこの連携が大切。
○移行期ケアのあり方	リービングケア アフターケア 在宅一時保護所一施設→里親→家庭復帰、それぞれの移行期を丁寧にケアしていく 子どもにどう説明するか
○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	各施設にファミリーソーシャルワーカーがいて、家族関係の再構築支援や面会交遊支援などを行なっている その他、家庭復帰しなくても交流や面会するために家庭訪問したりする。うまくいったら家庭復帰支援になつていく。そのプロセスを市町村の人も知っておくべき、という意味合いでは、ここでは技術ではなく知識をおさえる。
○年長児童の自立支援のあり方	障害者支援施設を使うことなどに市町村が関与する 治療的養育 自立援助ホームはここに入るのか 都道府県の役割と、市区町村の生活保護や障害者支援や障害者支援などの役割の理解 養育金制度 その他、年長児童は都道府県事務、18歳以降の支援はどうするのか。
○生活支援と治療的養育	施設におけるセカビティケア 行なっている施設もある 社会的養護のなかでこういったことも行われている
○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価）	里親家庭での子どもの虐待・通報について 第三者評価の仕組みについて、社会的養護施設が義務化されている意味や意義 第三者委員会制度、地元の人が子どもを意見を聞いたりする その他、里親に行なった子どもは要対協に基づいて市町村として問題が起こる前にキヤッチできないといけない。問題が生じれば支援が必要というところで要支援児童になるが、問題がないと里親とその子どもについても市町村が要対協に情報を上げない。ただ、実際には地域での支援を活用することもある。具体的な対応ではなく、配慮の必要がある等の記載にするが、地域の関係機能をあげてサポートすることも必要。そのためには場合によっては要対協を要する点では当事者意識を持ちにくい。他の機関との調整も含めて市町村の役割。養育里親は難しい子どもの委託が増えている。家庭に代わる環境を期待されているだけに里親が参ってしまふ。そこうまく働かせるには要対協でいろいろな支援がでるといふことを里親にも知ってもらふ。
○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	その他、子どもが社会的養護に措置された後、保護者だけが残り孤独のなかで過ごしている。保護者支援をしなければいけない。多くの場合、ネグレクト家庭から子どもが保護されて上かつたとなり、関係者はいなくなる。施設に入っている子ども、年末年始などで一時帰宅がある。 社会的養護施設に入ったら18歳までいいということではなく、永続性を担保するという一方であれば、実親のところに戻る。難しければ養子縁組になる潮流であるということ（永続性） 施設に入った時の支援と帰って来た時の支援の継続性をどう保障するか。 実親と引き離さなくてもいい場合は、同じ市や隣の市町で措置していく。 継続性＝支援内容にキヤッチがあつてはいけない パーマネンシー 里親はパーマネンシーではない。 実親や親族や養子縁組といった子どもにとって18歳以降も続く永続的な家族関係、永続性の保障という概念を記載すべき。 永続性と継続性を混同せずに、わかりやすく記載すべき。
○家庭復帰と市町村の役割	家庭に帰つたら生まれるためのサービスを行つ（運動する） 様々な制度、技術や支援を駆使した上で、永続的な家庭復帰を目指す。市町村でのさまざまなサービスを活用、動員、その時の状況にあわせて市町村が役割を果たす。 家庭復帰の判断、一定期間のフォローは児相。それを行つたうえで市町村の役割がある。児相との連携もしなければならない。児相が身を引かない。児相が身を引いたあとの見守り。 実親支援 児相から委託を受けて行つたと、本来の見守りという市町村の役割。

児童福祉司任用前講習会

科 目	細 目	キーワード
非行対応の基本	○非行相談事例のケースマネージメント（アセスメントと支援プラン）	被害者・見・集団・非行か個別・非行か、家族・学校での孤立
	○非行ケースへの介入のあり方	相談経路・種別ごとの対応（家族、学校、警察）、通告手段（身柄付き通告、書類通告）、一時保護、学校との連携、強制的措置
	○警察・司法などとの連携のあり方	少年サポートセンター、家庭裁判所調査官、家庭裁判所送致、児童相談所送致
	○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解	精神科医療との連携、性暴力、物質依存、放火
	○重大事案に関する一時保護のあり方	重大事案の定義（輸送送致）、情報管理とマスキング対応、集中的なアセスメント
子どもの成長・発達と生育環境	○少年法との関係性	少年法の理念、年齢区分、非行対応フロー
	○子どもの成長・発達	成長曲線、身体発達、運動発達、知的・精神発達、性の発達
	○子どもの発達の特性	乳児期・幼児期・学童期・思春期の理解、発達理論、アタッチメント
	○生育環境とその影響（DV・貧困を含む）	子どもの環境変化（一時保護、転居）による影響、世帯構成の変化による影響（離婚・祖父母との別居、ステップファミリー等）、DV、貧困、トラウマ、小児期逆境体験とデズビランシッド、子どものレジリエンス
	○母子健康手帳の活用	出生前の情報、健診時の情報、成長曲線、予防接種歴、母子保健情報
子どもの権利擁護	○子ども及び保護者の精神や発達等の状況	子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害
	○保護者の特性	保護者の被害による子育てへの影響、家族関係、力動の評価、家族・地域との関係の把握
	○子どもの権利の考え方	要対協に加えて、社会的養護における運営・養育指針（理念・原理）、必要性 適切性（最善であるか） 国内での実施内容
	○子どもの権利条約	
	○児童福祉法の理念	
子ども家庭福祉における倫理的配慮	○国連「児童の代替的養護に関する指針」	
	○社会的養護における運営・養育指針（理念・原理）	
	○子どもの権利侵害	エビデンスの必要性と得るための倫理的配慮 事実に基づいて判断する（伝聞や推測ではなく） 調査をするときの配慮 子どもの証言を聞くときに子どもにどのように説明をするのか その他：誰が加害者で誰が被害者かを特定することは裁判で必要
	○子ども家庭福祉に関する現状と課題	要対協に加えて、児童相談所の業務（入所処置、児童福祉司指導、一時保護等） 11条 行政処分 26、27、28、33条（一時保護）、親権喪失、13条
	○子ども家庭福祉に関する法令及び制度	児童福祉六法、関連法令の概要、児童虐待防止法、DV防止法 児童買春児童ポルノ禁止法、少年法、民法 その他：条文を説明する場合は何条何項かを入れた方がよい。
26	○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割	
	○児童相談所の業務（入所措置、児童福祉司指導、一時保護等）	相談種別別の自身 運営指針の表 要保護児童の相談が多い、相談種別の割合の表を入れる 障害相談が4割
	○児童相談所が取り扱う相談（保健相談等を含む）	市町村子ども家庭支援指針の概要 児童福祉法上の業務 広域的な業務、市町村の支援、調停
	○市町村相談援助業務	要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 三層構造 実務者会議 特定妊婦 要保護児童 要支援児童 その他：児童相談所の職員は個別ケースワークがメインなので要対協の活用を知らない。児童福祉司として要対協をどう活用していくのかという観点で書くといいたいのでは。
	○要保護児童対策地域協議会の運営・業務	
障害相談・支援の基本	○児童福祉審議会の目的と役割	児童相談所運営指針とおり
	○障害種別と障害支援区分	障害相談で必要な事 その他：児童相談所で受ける障害相談の数は少ない。市町村が相談を受けて、支援のほとんどは市町村が行っている。それを児相の人は知っておいてほしい。
	○障害に関する法令と制度について	障害総合支援法 障害を持つている親の相談支援 障害児の相談支援 手帳 年長児童の利用 発達障害をもった子の家庭内暴力 障害児入所施設の措置入所
	○ソーシャルワークとは	
	○ソーシャルワークの歴史	
ソーシャルワークの基本	○ソーシャルワークの原理と倫理	
	○ソーシャルワークの方法	
	○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方	
	○子ども・家族とその関係性のアセスメント	
	○相談面接技術の基礎	

子ども虐待対応の基本

＊細目の順番を書えたほうが良いのでは？：①～④、次に⑬「通告受理」、⑭、⑮、⑯「調査」、次に⑤「保護・支援」～⑯「事実確認面接」、そして⑩～⑳

①子ども虐待の一般知識（現状と課題を含む）	各虐待の定義、法改正の経緯・推移、件数、マルトリートメント、安全・安心
②子ども虐待対応の基本原則（基本事項）	虐待対応、「子ども虐待対応手引き」の8原則
③子ども虐待の発生予防	子育て世代包括支援センター、ポセシュレーションアプローチとハイリスクアプローチ、胎生期からの切れ目のない支援/特定妊婦、地域関係機関との密な情報共有と連携、のぞまない妊娠
④子ども虐待における早期発見・早期対応	義務規定、189（イチハヤク）
⑤子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）	（保護）：一時保護によるアセスメント、支援方針に対する子どもと保護者への説明、短期生活指導（支援）：サインズオブセーフティ、家族関係の再構築（PCT・ベアレントレーニング）、地域サービス（ケアサービス、子育て支援等）、ライフストーリーワーク、自立支援
⑥子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）	教育・医療情報を含めた総合的な福祉アセスメント、中長期目標と短期目標、PDCAサイクル、定期的なアセスメントの見直し
⑦子ども虐待事例の心理療法	トリアージに焦点化されたもの、支持的な心理療法、認知行動療法、親子関係調整など
⑧子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解	国の重大事例検証報告の周知、目視確認できないことに対するリスクの高さ
⑨虐待・ネグレクトが子どもにも与える心理・行動的影響	不安定なアタッチメント、身体発達・知的発達の遅れ、学力の低下、感情コントロール困難、発達障害との類似性、解離
⑩虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）	
⑪事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	医療との連携（セカンドオピニオン）、法医学評価、家族機能の総合判断の重要性
⑫被害事実確認面接についての理解	司法面接の意味、情報提供に対する評価、警察・検察との連携
⑬通告の受理、安全確認	受理会議、48時間ルール、目視による現場確認
⑭通告時の聞き取り方	通告受理票、いつ・どこで・どんなふうに（頻度・状態）、通告者の連絡先の確認
⑮通告時の危機アセスメント、初期マネジメント	身体的安全の注目（年齢・受傷部位/自設会図）、アセスメントルールの使用、組織判断の重要性
⑯調査	情報収集手段（情報源）、情報の質（自分でみえた情報か、伝聞情報か）、具体的・客観的情報の重要性
⑰警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方	共同面接の取り組み、情報共有の方法と告発
⑱虐待対応の原則（原則）	代理人によるコミュニケーション、医療・教育・警察・司法との連携
⑲乳児虐待と虐待（虐待）による身体的外傷（AHT）への対応	予防教育、医療機関との連携、一時保護委託、警察・司法との連携
⑳性的虐待への対応	性的虐待対応ガイドライン、非加害者の支援、告発の有無（刑法の改正） 被害者支援機関の手法に基づく協同面接の実施
①子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	
②ケースに関する調査のあり方	
③子ども・親・家族、地域のアセスメント	
④子ども・家族とその関係性のアセスメント	
⑤ケースの問題の評価の方法	
⑥支援計画の立て方	
⑦子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方	
⑧ケースの進行管理・再評価	
⑨上記について多様な相談を前提にした取組	
⑩子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組	
⑪チームアプローチ	
⑫スーパービジョン	
⑬ケースカンファレンス（事例検討）	
⑭方針決定のあり方	
⑮各種関係機関の特徴と役割	
⑯関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	
⑰関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性	
⑱市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	
⑲要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働	
⑳関係機関との協働と在宅支援	
㉑多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	

子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本

児童相談所における方針決定の過程

関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援

児童福祉司 任用後研修

科 目	細 目	キーワード
非行対応	○非行相談事例のケースマネージメント（アセスメントと支援プラン）	被害者、集団非行、個別非行、家族、学校での孤立
	○非行ケースへの介入のあり方	相談経路種別ごとの対応（家庭、学校、警察）、通告手段（身柄付き通告、書類通告）、一時保護、学校との連携、強制的措置
子どもの面接・家族面接に関する技術	○警察・司法などとの連携のあり方	少年サポートセンター、家庭裁判所調査官、家庭裁判所送致、児童相談所送致
	○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解	精神科医療者との連携、性暴力、物質依存、放火
	○重大事案に関する一時保護のあり方	重大事案の定義（輸送送致）、情報管理とマスコミ対応、集中的なアセスメント
	○少年法との関係性	少年法の理念、年齢区分、非行対応フロー
	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	各虐待の定義、法改正の経緯・推察、件数、マルチトリートメント、安全・安心
	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）	虐待対応、子ども虐待対応手引きの8原則
	○子ども虐待対応の基本原則（基本事項）	子育て世代包括支援センター、ボビュレーションアプローチとヘリクスアプローチ
	○子ども虐待の発生予防	地域関係機関との密な情報共有と連携、のぞまない妊娠
	○子ども虐待における早期発見・早期対応	義務規定、189（イチハヤク）
	○子ども虐待における保護・支援（在宅支援、分離保護・養育、家庭支援）	（保護）一時保護によるアセスメント、支援方針に対する子どもと保護者への説明、短期生活指導 （支援）サインズオブセーフティ、家族関係の再構築（PCT・ベネフィットレ・ニンギン）、地域サービス（ケアサービス、保育園の調整等）、ライブストリーワーク、自立支援
子ども家庭支援のためのケースマネジメント	○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）	教育・医療情報を含めた総合的な福祉アセスメント、中長期目標と短期目標、PDCAサイクル、定期的なアセスメントの見直し
	○子ども虐待事例の心理療法	トラウマに焦点化されたもの、支持的な心理療法、認知行動療法、親子関係調整など
	○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解	国の重大事例検証報告の周知、目視確認できないことに対するリスクの高さ
	○虐待・ネグレクトが子どもにも与える心理・行動的影響	不安定なアタッチメント、身体発達・知的発達の遅れ、学力の低下、感情コントロール困難、発達障害との類似性、解離
	○虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）	
	○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	医療者との連携（セカンドオピニオン）、法医学評価、家族機能の総合判断の重要性
	○被害事実確認面接についての理解	司法面接の意味、情報退避に対する評価、警察・検察との連携
	○通告の受理、安全確認	受理会議、48時間ルール、目視による現場確認
	○通告時の聞き取り方	通告受理票、いつ・どこで・どんなふうに（頻度・状態）、通告者の連絡先の確認
	○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント	身体的安全の注目（年齢・受養部位/自殺企図）、アセスメントレールの使用、組織判断の重要性
	○調査	情報収集手段（情報源）、情報の質（自分でみた情報か、伝聞情報か）、具体的・客観的情報の重要性
	○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方	共同面接の取り組み、情報共有の方法と告発
	○特別支援が必要な事例（代親によるミュニセパレンゼン・虐待、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解	代理人によるミュニセパレンゼン症候群、医療ネグレクト、教育虐待
	○乳児虐待さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応	予防教育、医療機関との連携、一時保護委託、警察・司法との連携
	○性的虐待への対応	性的虐待対応ガイドライン、非加害者の支援、告発の有無（刑法の改正） 被害事実確認面接の手法に基づく協同面接の実施
	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	
	○ケースに関する調査のあり方	
	○子ども・親・家族、地域のアセスメント	
	○子ども・家族とその関係性のアセスメント	
	○ケースの問題の評価の方法	
	○支援計画の立て方	
	○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方	
	○ケースの進行管理・再評価	

児童相談所における方針決定の過程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方	○生活支援と治療的養育
関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	社会的養護による自立支援
社会的養護に関する自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度	要対協に加え、市町村児童家庭相談援助指針、施設の自立支援計画、里親 その他、重要なものは預けなければならないこと、子ども、保護者に定期的に面会し、アセスメントを共同で行う。 児童福祉司などの施設機能の認識が不十分というのがある形の問題になることが多い。機能や役割について手厚く学習してほしい。 親族養子（普通養子縁組） 特別養子縁組と普通養子縁組の違いがわかることが大切 市町村からの情報提供、養子縁組制度の中に各種の養子の説明 特別養子縁組制度に関わる民間の団体について（第2種社会福祉事業で行なっているもの） 同居児童の届け出 その他：ハーグ条約については「子どもの権利の考え方」に入れた方がいいのでは。 インフォードメントセンターを行かせでの施設との連携 委託措置、前の子どもへの説明、社会的養護分野との連携 委託後の子どもとのコミュニケーション、施設との意思疎通 問題があれば児相と施設が意思疎通しながら問題解決にあたる 家庭復帰のときに意思疎通 社会的養護の制度を利用するときには子どもにどう説明するか 進路決定、家庭復帰にしても子どもの意見を聞いて子どもや保護者と一緒に決定していく その他：児相としての説明、インフォードメントセンターをやるか、行う上で連携が必要。 きちんと説明して本人が納得することが必要。 児童相談所が決めて、児相施設や里親がもっている情報をくみとっていく。 児童相談所の場合、家庭復帰にしてる長兄の自立支援にして、子どもの自己決定権、子どもの自己決定権、こどもの権利において（特に施設においては）限界がある。そこそ子どもの思いについて、児童福祉司には意識してほしい。 何歳の子どもであっても、なぜ自分がここににいるのかということを説明する。 家庭復帰支援の中心となる ソーシャルワーカーや担当者と連携しながら計画的に支援を展開 家族調整、連携、情報の共有、共同でアセスメント その他：技術的なことも含め事例等で説明したほうがいいのでは。 措置権者として責任を果たすべき、昨年から始まった事業（補助金）を活用しながら行う 22歳までの措置延長、里親への情報提供 その他：どこまで居座りでやるのか、ほとんどが施設で行なっている。 措置延長も適切な判断が必要。措置延長後のことは含めた計画的な自立支援計画を子どもも含めて作る。 里親への支援が必要（自立支援計画、自立への準備等）。子ども担当のケースワーカーではなく、本来は里親業務に携わる職員がしなければならぬ。里親にお任せになっている現状。児相な具体例を入れる。 委託しろと言っても支援体制が追いついてなくて、いろいろと問題がでてくるはず。うまいかどうかは里親支援にかかっている。 その他：新しい養育ビジョンが出て、措置解除の事例が増えるはず。治療的養育の充実が必要。 子どもが適切な養育を受けているかどうか 未成年後見人制度の活用、子どもの権利義務ノート その他：親権者がいない、所長が親権代行者になっている場合は未成年後見人を立てるべき。補助制度がある。 その他：子どもが社会的養護に措置された後、保護者だけが残り孤独のなかで過ごしている。保護者支援をしなければいけない。多くの場合、ネグレクト家庭から子どもが保護されてよくなったとなり、関係者はいなくなる。施設に入ったら18歳までいこうことではない、年々増えている一時帰宅がある。 社会的養護施設に入ったら18歳までいこうことではない、年々増えている一時帰宅がある。 施設に入ったら時の支援と帰って来た時の支援の継続性をどう保障するか。 実親と引き離さなくてもいい場合は、同じ市や隣の市町で措置していく。 継続性＝支援内容にギャップがあってもいけない、バーマネンシー 里親はバーマネンシーではない。 実親や親族や養子縁組といった子どもにとって18歳以降も続く継続的な家族関係、継続性の保障という概念を記載すべき。 継続性と継続性を進めずに、わかりやすく記載すべき。
行政権限の行使と司法手続き	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続 ○裁判停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、報告、刑事告発、告訴等	○生活支援と治療的養育

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧

五十音順

配付資料

氏名	所 属	職 名	子どもの発達	分科会
1 愛沢隆一	公益社団法人埼玉県社会福祉士会	理事	子どもの発達	
2 安部計彦○	西南学院大学	人間科学部教授	虐待対応	
3 有村大士	日本社会事業大学	准教授	子ども家庭福祉の法制度	
4 内田宏明	日本社会事業大学	准教授	子どもの発達	
5 岡田崇弘	茨城県中央児童相談所	所長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
6 加藤曜子	流通科学大学	人間社会学部教授	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
7 金子恵美○	日本社会事業大学	教授	ソーシャルワークの方法	
8 川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター	センター長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
9 川松 亮	子どもの虹情報研修センター	研究部長	虐待対応	
10 木村容子	日本社会事業大学	准教授	虐待対応	
11 小出太美夫	子どもの虹情報研修センター	専門相談室室長	虐待対応	
12 才村 純	東京通信大学設立準備室TOU学術研究センター	主幹研究員	子ども家庭福祉の法制度	
13 坂入健二	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	子ども家庭支援担当係長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
14 佐竹要平	日本社会事業大学	講師	社会的養護	
15 鹿野誠一	旭川大学	保健福祉学部教授	社会的養護	
16 鈴木 淳	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課	こども家庭班班長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
17 高三瀧晋	熊本県中央児童相談所	所長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
18 田崎みどり	横浜市中央児童相談所	担当部長	虐待対応	
19 田代健一	新潟県中央児童相談所	所長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
20 塚田 由美	長野県県民文化部こども・家庭課	こども支援幹	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
21 土橋俊彦	神奈川県小田原児童相談所	所長	社会的養護	
22 土淵美知子	函館児童相談所	元所長	社会的養護	
23 中板育美	日本看護協会	常任理事	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
24 中垣真通	子どもの虹情報研修センター	研修課長	ソーシャルワークの方法	
25 福山和女	ルーテル学院大学	名誉教授	ソーシャルワークの方法	
26 藤岡孝志○	日本社会事業大学	教授	子どもの発達	
27 藤林武史	福岡市こども総合相談センター	所長	社会的養護	
28 星野崇啓	さいたま市こどものころクリニック	院長	子どもの発達	
29 前橋信和	関西学院大学	人間福祉学部教授	子ども家庭福祉の法制度	
30 米澤克徳	岩手県福祉総合相談センター	児童福祉司	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
31 増沢 高○	子どもの虹情報研修センター	研修部長	社会的養護	
32 松場敬一	群馬県中央児童相談所	所長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
33 宮島 清○	日本社会事業大学	准教授	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	
34 八木安理子	枚方市子ども総合相談センター「となとな」	所長	要対協・児相の運営/市町村内等の連携	

○科目群リーダー

研修科目群

科目群名		要保護児童対策調整機関専門職研修			児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修		
		科目	コマ数	形式	科目	コマ数	形式	科目	コマ数	形式
1	子どもの発達	子どもの生活に関する諸問題	1	講義	非行対応の基本	1	講義	非行対応	2	講義
		子どもの成長・発達と生育環境	1	講義		2	講義			
2	子ども家庭福祉の法制度	子どもの権利擁護と倫理	1	講義	子どもの権利擁護	1	講義			
		子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	講義	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	講義			
		子どもと家族の暮らしに関する法と制度の理解と活用	1	講義	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	講義			
3	ソーシャルワークの方法	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	1	講義 演習	障害相談・支援の基本	1	講義			
4	虐待対応	子ども虐待対応	1 2	講義 演習	ソーシャルワークの基本	1	講義	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	講義
32 5	要対協・児童相談所の運営 市町村内等の連携	要保護児童対策地域協議会の運営	1 1	講義 演習	子ども虐待対応の基本	3	講義	子ども虐待対応の基本	4	講義
		会議の運営とケース管理	1	演習	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	講義	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	講義
		子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1 1 1	講義 演習	児童相談所における方針決定の過程	1	講義	児童相談所における方針決定の過程	1	講義
		児童相談所の役割と連携	1	講義	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	2	講義	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	3	講義
		母子保健の役割と保健機関との連携	1	講義						
6	社会的養護	子どもの所属機関の役割と連携	1	講義						
7	行政権限の行使と司法手続き	社会的養護と市区町村の役割	1	講義	社会的養護による自立支援	2	講義	社会的養護による自立支援	3	講義
		19コマ【28.5時間】			行政権限の行使と司法手続き			行政権限の行使と司法手続き		
		※ 1コマ＝90分			20コマ【30時間】			20コマ【30時間】		

配付資料

【科目名】 社会的養護による自立支援

テーマ

社会的養護実践における今日的な課題は、支援環境に関するもの、職員の専門性に関するもの、利用児童の家庭環境に関するものがあげられる。本科目においては、こうした状況に対して、社会的養護実践の現場はどのような対応が求められているのか考えるとともに、支援方法について学ぶ機会としたい。

キーワード

1 家庭養護 2 施設養護 3 里親支援 4 特別養子縁組

細目ごとにキーワードを含めて 400 字から 500 字程度

1 社会的養護とは

社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。

2 養子縁組制度

3 社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」スケジュール(案)

[illegible]

雇 児 発 0331 第 16 号

平成 29 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）では、児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

これを踏まえ、児童福祉司等に義務付けられた研修等の内容、実施体制等を構築するため、当職が開催する「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 131 号、同第 132 号、同第 134 号で定めたところである。

ついては、貴自治体における研修等の実施に当たっての参考とするため、研修等の詳細について下記のとおり定めたので、研修等の適正かつ円滑な実施及び管内市町村に対して周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

児童福祉司任用前講習会到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる
- ・児童相談所運営指針について述べるができる。
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、里親及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政

権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の持続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について

説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続を理解し、説明することができる

2. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べるこ
とのできる態度を身につけている
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何
かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行
っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実
に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている

児童福祉司任用前講習会カリキュラム

1 コマ (90 分)

科目	細目	コマ数
1 子どもの権利擁護	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○社会的養護における運営・養育指針（理念・原理） ○子どもの権利侵害	1
2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	○個人情報の取扱い ○記録の取り方・管理 ○エビデンスの必要性和得るための倫理的配慮 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1
3 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割 ○児童相談所の業務（入所措置、児童福祉司指導、一時保護等） ○児童相談所が取り扱う相談（保健相談等を含む） ○市町村相談援助業務 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○児童福祉審議会の目的と役割	1
4 子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達 ○子どもの発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ○母子健康手帳の活用 ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 ○保護者の特性	2
5 ソーシャルワークの基本	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○相談面接技術の基礎	1
6 子ども家庭支援のためのケースマ	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方	3

ネージメントの基本	○子ども・親・家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 ○上記について多様な相談を前提にした取組 ○子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組	
7 児童相談所における方針決定の過程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方	1
8 社会的養護における自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	2
9 関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	2
10 行政権限の行使と司法手続	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続 ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	1

11 子ども虐待対応の基本	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応 ○性的虐待への対応	3
12 非行対応の基本	○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本	1
13 障害相談・支援の基本	○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度について	1

合計 20 コマ

児童福祉司任用後研修到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べることができる
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる
- ・児童相談所運営指針について述べることができる
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の持続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し、説明することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について述べることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続を理解し、説明することができる

2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点を把握できる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
- ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
- ・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができる
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題を適切に把握できる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる
- ・上記の評価及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる
- ・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる
- ・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
- ・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく介入を適切に行

うことができる

- ・ 触法少年・ ぐ犯少年に適切に対応できる
- ・ 少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続ができる
- ・ 児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- ・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・ 親権行使の制限等に当たり、行政手続法等に基づく適正な手続を踏まえた対応ができる
- ・ 児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
- ・ 上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる
- ・ 児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を適切に協働させて対応することができる
- ・ 多職種により実施されるカンファレンスにおける評価、多職種連携を行うことができる
- ・ 保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
- ・ 児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる
- ・ 児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる
- ・ 要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- ・ 相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行することができる
- ・ 児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働することができる
- ・ 社会資源の開発を行い、それを活用することができる
- ・ 予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
- ・ 子ども虐待以外の養護相談について、市町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる
- ・ 社会的養護を利用する必要がある場合は、子どもに対して、その旨を十分に説明し、子どもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる
- ・ 社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる
- ・ 家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる
- ・ 社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・ 子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる
- ・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる

- ・里親からの相談に的確にこたえることができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる
- ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる
- ・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの養育の永続性を保障するソーシャルワークを行うことができる
- ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・適切な記録が作成できる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
- ・ケースの進行管理を行うことができる
- ・子どもへの移行期支援を行うことができる
- ・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
- ・一時保護を行うに当たり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる
- ・面接等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた支援ができる
- ・被害事実確認面接を行うことができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせる行うことができる
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努め、子どもや保護者に対して接することができる
- ・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている
- ・適切な調査を行うことができる
- ・精神障害の特性を理解した対応ができる
- ・外国籍の家族について対応できる
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる
- ・棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
- ・未就籍児童の就籍手続を援助することができる
- ・特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる

3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている

児童福祉司任用後研修カリキュラム

コマ (90 分)

科目	細目	コマ数
1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価	4
2 子どもの面接・家族面接に関する技術	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	1
3 児童相談所における方針決定の過程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方	1
4 社会的養護における自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	3
5 関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	3
6 行政権限の行使	○司法関与に関する講義と演習	2

と司法手続	○行政権限の行使と司法手続 ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	
7 子ども虐待対応	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む） 検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応 ○性的虐待への対応	4
8 非行対応	○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本	2

合計 20 コマ

要保護児童対策調整機関の調整担当者（市町村職員）研修到達目標

<一般到達目標（General Instruction Objective[GIO]）>

- ・子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives[SB0s])>

1 知識

- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理について述べるができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
- ・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）について説明することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所の業務について述べるができる
- ・子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点について説明することができる
- ・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べるができる
- ・市町村子ども家庭支援指針の骨子について述べるができる
- ・所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について説明することができる
- ・ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる

- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の持続性と継続性について説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べることができる
- ・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・子どもの心身の状態についての評価のあり方について説明することができる
- ・子どもの精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等について説明することができる
- ・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等及び子育てへの影響について説明することができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について説明することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べることができる
- ・非行問題の概要について説明することができる
- ・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
- ・家族機能の評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・各関係機関の機能・役割について説明することができる
- ・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる
- ・多職種それぞれの専門性について説明することができる
- ・子ども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している
- ・要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等を含む）を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の意義を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明することができる
- ・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明することができる

- ・要保護児童対策調整機関の調整担当者の役割を説明することができる
- ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を説明することができる
- ・支援対象児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明することができる
- ・支援対象児童等に関する包括的な評価に基づく対応について説明することができる
- ・支援対象児童等として扱うべき判断の基準について説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・進行管理を行う意義と目的を説明することができる
- ・進行管理を行うために必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・身体的虐待について説明することができる
- ・性的虐待について説明することができる
- ・ネグレクトについて説明することができる
- ・心理的虐待について説明することができる
- ・教育ネグレクトについて説明することができる
- ・医療ネグレクトについて説明することができる
- ・代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について説明することができる
- ・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・配偶者からの暴力の特徴、対応のあり方、及びそれに関する制度を述べることができ、配偶者からの暴力にさらされることが、子どもにどのような影響を与えるかを説明することができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・居住実態が把握できない児童の調査に関する知識を有している
- ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明することができる
- ・母子保健事業の歴史と課題について説明することができる
- ・妊娠・出産に係る法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べることができる
- ・妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べることができる
- ・特定妊婦の支援について説明することができる

- ・母子保健情報の記録について説明することができる
- ・精神疾患に関する保健所の役割について説明することができる
- ・学校教育に関する法令と制度及びこれに関連する手続について説明することができる
- ・教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明することができる
- ・学校組織（校務分掌を含む）について説明することができる
- ・特別支援教育制度について説明することができる
- ・生徒指導の概念と手法について説明することができる
- ・学校のいじめ、不登校への取組について説明することができる
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、説明することができる
- ・スクールカウンセラーの役割を理解し、説明することができる
- ・保育所等に関する制度及びこれに関連する手続について説明することができる
- ・子ども・子育てに関する制度や事業及びこれに関連する手続について説明することができる
- ・子ども・若者支援に関する制度について説明することができる
- ・ひとり親家庭への支援制度及びこれに関連する手続について説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べるすることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できる市町村のサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度について理解し、説明することができる
- ・子どもの貧困に関する制度について説明することができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続について説明することができる
- ・入院助産制度について理解し、説明することができる

2 技術

- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・児童相談所への送致が必要なケースを適切に判断することができる
- ・児童相談所による判定が必要なケースを適切に評価し、つなぐことができる
- ・児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適切に支援を実施することができる
- ・児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施することができる
- ・児童相談所と子ども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の隙間が生じないように、現実的な役割分担をすることができる
- ・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための支援関係を築くことができる
- ・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる
- ・保護者の特性を評価することができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせる行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を行うなどして家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整をすることができる

- ・家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる
- ・母親の知的能力に応じた妊娠、出産、子育てについて支援することができる
- ・特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援を行うことができる
- ・心理職の専門性を活用することができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる
- ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協働して関係機関の支援の調整ができる
- ・子どもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく支援方針を立てることができる
- ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができる
- ・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な支援をすることができる
- ・アセスメントに必要な情報を適切に把握できる
- ・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる
- ・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをすることができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）の必要性の判断ができる
- ・生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わっていくことができる
- ・関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことができる
- ・支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる
- ・学校や保育所等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働することができる
- ・警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる
- ・産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる
- ・庁内の組織、役割を理解した調整ができる

- ・関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる
- ・関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる
- ・地域で多機関ネットワークを構築することができる
- ・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での支援計画を立てることができる
- ・子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる
- ・関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくことができる
- ・リスクアセスメントを行うために必要な情報を、関係機関から適切に収集することができる
- ・関係機関間で、支援対象児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる
- ・関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と調整ができる
- ・関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる
- ・関係機関等に対応方法を提案し、具体的な支援の依頼ができる
- ・他機関、多職種の連携のコーディネートができる
- ・転居ケースについて、他市町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる
- ・他機関、多職種が支援対象児童等に対する理解と支援を促進するための研修等を企画して実施することができる
- ・会議の議事運営を適切に実施することができる
- ・会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる
- ・個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジェノグラム、エコマップ等）の作成ができる
- ・個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理をすることができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に活かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる
- ・進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる
- ・進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示することができる

- ・情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる
- ・長期的視点で進行管理を行うことができる
- ・役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる
- ・要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる
- ・子どもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題を適切に把握できる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・子ども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる
- ・配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的傾向を理解し、女性相談員（婦人相談員）等と協働し、継続的な支援を実施できる
- ・居住実態が把握できない児童の調査を実施し、適切な対応ができる
- ・無戸籍児の対応を適切に行うことができる
- ・妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の問題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題やリスクを把握できる
- ・特定妊婦への支援を協働して実施することができる
- ・母子保健情報を活用することができる
- ・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる
- ・予期しない妊娠をしている女性の支援をすることができる
- ・子どもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行うことができるように連携の基盤を作ることができる
- ・不登校の背景の調査を適切に行うことができる
- ・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる
- ・学校教育に関連する手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・保育所等入所に必要な手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の制度及びこれに関連する手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・障害児支援施策について理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・入院助産制度を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる

- ・地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる

3 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・子ども家庭相談担当職員自らの対人関係やコミュニケーションの傾向などの自覚に努める
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・子どもの行動の問題に留まらず、その背景や深層を理解している
- ・子どもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目している
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている
- ・関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、労うことができる
- ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している
- ・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる
- ・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメントする立場を自覚している
- ・個別ケース検討会議等において、調整機関の調整担当者としての立場と、個人としての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる
- ・虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる
- ・地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持っている
- ・他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修カリキュラム

コマ (90 分)

科目	細目	コマ数	講義内容
1 子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○児童の権利に関する条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 ○個人情報の取扱い ○記録の取り方・管理 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	講義 1
2 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割	1	講義 1
3 要保護児童対策地域協議会の運営	○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○調整機関の役割 ○他市町村及び管轄外児童相談所との連携	2	講義 1 演習 1
4 会議の運営とケース管理	○個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○進行管理を行う意義と目的 ○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	1	演習 1
5 児童相談所の役割と連携	○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	1	講義 1
6 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○支援決定の流れ ○保護者理解と支援	2	講義 1 演習 1

	○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方		
7 社会的養護と市町村の役割	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市町村の役割	1	講義 1
8 子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況	1	講義 1
9 子どもの生活に関する諸問題	○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題	1	講義 1
10 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども家庭支援のあり方 ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども・親・妊婦・家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○ケースの進行管理・再評価 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス（事例検討） ○妊娠期におけるソーシャルワーク	2	講義 1 演習 1
11 子ども虐待対応	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項）	3	講義 1

	○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児童への対応		演習 2
12 母子保健の役割と保健機関との連携	○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子健康手帳の活用 ○特定妊婦の把握と支援 ○保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方	1	講義 1
13 子どもの所属機関の役割と連携	○学校組織 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○所属機関における特別なニーズのある子どもへ	1	講義 1

	の支援		
14 子どもと家族の生活 に関する法令と制度 の理解と活用	○子ども・子育て支援制度 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家庭の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度	1	講義 1

合計 19 コマ

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」(第 2 回)

平成 30 年 1 月 27 日 (土) 11:00～17:00

於： TKP 品川カンファレンスセンター
バンケットルーム 4C

< 議 事 次 第 >

1. 挨拶
2. 前回の検討事項の確認
3. テキスト執筆状況
4. 今後の研究会スケジュールの確認
5. その他

昼食

< 分科会 >

6. 各科目の原稿の確認

第 1 グループ「子どもの発達」「虐待対応」

第 2 グループ「子ども家庭福祉の法制度」「社会的養護」

第 3 グループ「ソーシャルワークの方法」「要対協・児相の運営」

【資料】

- ・「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧
- ・第 2 回出席者名簿
- ・第 1 回「調査研究会」における検討事項
- ・執筆者一覧
- ・スケジュール案
- ・テキスト執筆原稿

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」 事務局 (代表 金子恵美) 住所 〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 電話(fax) 042-496-3127 メールアドレス: text@jcs.w.ac.jp

平成29年度「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」（第2回）出席者名簿

開催日時：平成30年1月27日（土）

午前11時から午後5時

場所：TKP品川カンファレンスセンター

	委員氏名	所 属	職 名	備 考
1	米澤 克徳	岩手県福祉総合相談センター	主査児童福祉司	
2	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター	センター長	
3	安部 計彦	西南学院大学	人間科学部教授	
4	増沢 高	子どもの虹情報研修センター	研修部長	
5	鈴木 淳	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課	こども家庭班副班長	
6	八木安理子	枚方市子ども総合相談センター	所長	
7	高三渚 晋	熊本県中央児童相談所	所長	
8	鹿野 誠一	旭川大学	保健福祉学部教授	
9	愛沢 隆一	公益社団法人埼玉県社会福祉会	理事	
10	土渕美知子	函館児童相談所	元所長	
11	藤林 武史	福岡市こども総合相談センター	所長	
12	塚田 由美	長野県県民文化部こども・家庭課	こども支援幹	
13	松場 敬一	群馬県中央児童相談所	所長	
14	岡田 崇弘	茨城県中央児童相談所	所長	
15	福山 和女	ルーテル学院大学	名誉教授	
16	田崎みどり	横浜市中央児童相談所	担当部長	
17	才村 純	東京通信大学設立準備室TOU学術研究センター	主幹研究員	
18	土橋 俊彦	神奈川県小田原児童相談所	所長	
19	有村 大士	日本社会事業大学	准教授	
20	金子 恵美	日本社会事業大学	教授	
21	佐竹 要平	日本社会事業大学	講師	

第2回「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」

平成30年1月27日（土） 11:00～17:00

出席者：第2回出席者名簿参照

議事録

研究代表 本日は厚労省の担当者は欠席。大きな流れは第1回研究会で決定し、検討事項や進め方についても厚労省を交えて既に決定している。また、本日の主旨は原稿の内容チェックである。そのため、我々のみで進めていく。

○本日の進め方

・前回の研究会をふまえて進め方を確認し、質疑応答を行う。その後、分科会に分かれて原稿チェック作業に入る。それぞれのグループ内で原稿を確認し、キーワードや内容の過不足等についてご意見をいただきたい。全体について新たな意見があれば、事務局で引き取り、厚労省も交えて検討する。その後、加筆等があれば先生方にお伝えしていく。

○今後の進め方（スケジュール参照）

次回2月17日の第3回研究会には原稿が揃う予定。3冊に割り振ってご提示し、各冊に即して内容的なところを検討していただく。

3月17日の第4回研究会の時にはテキストのスタイルとしてお示しする。最後のご意見収集・修正の場とする。

○第1回研究会における検討事項について

資料：第1回「児童福祉司の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」（2017.12.16）における検討事項のとおり

事務局 ○執筆状況について（A3資料ご参照）

12月23日にリーダー会議をもち、執筆者候補をまとめた。執筆候補には委員の先生方、委員以外の先生方もいる。執筆者候補はA3資料にある名前のとおり。

執筆状況としては、1月25日の執筆締切に間に合っていない原稿もある。前回リーダー会議後に執筆依頼をしたが、その時期は先生によって少しバラつきがあるためである。年末12月31日に依頼した先生もいれば、年始1月7日以降になった先生もいる。

研究代表 科目群2「子ども家庭福祉の法制度」、科目群3「ソーシャルワークの方法」、要対協のところにも全体的な課題等についてももう少し説明があったほうがいいのでは、という意見がある。

発言 第2回・第3回研究会のイメージをもっと具体的に聞きたい。今回は、各グループで原稿を読み合いながら、相互チェック・意見交換するということだと認識した。それが終わったら、本日は解散してよいのか？

研究代表 そのとおり。
今回は、全国共通の基本バージョンを作りたいので、個別の意見が強く反映されたものにはしない。内容に間違いがないかだけでなく、その点もふまえて意見を出してほしい。意見が分かれるところは、Aという意見もあればBという意見もあることを、きちんと書いて示したい。欠けている視点がないかも含めて、点検をしていただきたい。
また、追加で必要と思われるキーワードなど、新たな意見もあれば出していきたい。

発言 本日の時間内に終わらなかったらどうするのか。持ち帰り、メール等でやりとりするのか？

研究代表 時間オーバーした場合は、ご意見を事務局宛にメールでいただく形にしたい。本日の分科会後に気づいた点についても同様。

事務局 今回欠席されている委員の先生についても、会議後に資料を送付させていただき、メール等でご意見を収集する。それらをふまえて、2月上旬にリーダー会議をもち、意見を整理していく。第3回研究会では、それらが反映されたものをお示しする。

研究代表 時間的な都合もあり、加筆すべきところ等について、次回リーダー会議後に執筆依頼をかけてしまう。その内容についての精査を第3回研究会で行う。また、次回は「児童福祉司任用前講習会」「同・任用後研修」「要保護児童

対策調整機関専門職研修」のそれぞれの内容として、適切かどうかもチェックしていただく。

発言 文字数について、前回も議論になったが、最大公約数を書くということを再度意識づけるべき。ざっと見ただけでも長く感じる。もっと絞り込まなければならぬ。文字量が、部分によってまちまちになってもならない。

研究代表 コンパクトなものにするために、先生方のご意見をいただきたい。「ここは削るべき」「ここは文字量が多くても仕方がない」というご指摘をいただきたい。

発言 意見を出し始めると、いろんな議論が出ると思われる。とはいえ、字句修正的な議論をするだけでも不十分と思われる。今回、どのような議論をすればよいのか。出た意見は、どのようにまとめるのか。

事務局 出た意見については、記録をとっている。それをもとに、執筆者には検討事項を送付する。

発言 自由に発言してよいということか。

研究代表 自由に発言いただければと考えている。なるべく多くの意見を収集し、精査していきたい。

発言 横軸について本日グループで意見を出し合うことになると思われるが、縦軸の調整はリーダー会議で行うのか。重複している箇所など。

研究代表 縦軸の調整はリーダー会議でも行うが、2月にある第3回研究会でも行う。

発言 文字量について。項目によって500字もいない部分もあれば、オーバーしないと説明しきれない部分もある。分量感を再度お示しいただけるとありがたいが。重複する部分は不要とするなど。

研究代表 分量についても、各グループで議論いただきたい。もっとコンパクトにしたほうがよい箇所、文字数オーバーしてもよいのでもう少し書き足したほうがよいところなど、ご指摘いただきたい。

発言 専門家を養成する際に一番重要なのは、専門家の支援がどう展開されるかである。それを書きたいが、科目的にはどこに書くべきか。疲弊している現場に対して、バックアップ体制があるので専門性を発揮してもらいたいということを伝えたい。また、専門家ではあるが、専門家集団としての役割遂行が重要であることも伝えたい。個人で奮闘し、孤立してしまわないことについて、ふれたい。

研究代表 入れるとしたらケースマネジメントか？

発言 ケースマネジメントは方法論になるので、どちらかというところ、児相のスーパービジョンのところに入れてもよいかと思っている。「機関の中で専門職を守る」ということを言わないと、辞めていく人が多くなるのではないかな。

研究代表 持ちかえらせていただきたい。おっしゃるように児相の中に1つと、市町村のところにも入れたい。

発言 多機関連携でもよい。サポートシステムというほどでもないが、今、大きな問題なのでお願いしたい。

研究代表 とても重要なご意見。確認をさせていただきたい。

発言 児童家庭相談の制度と実施体制のところか？

研究代表 そこで執筆者をプラスし、そういう項目を設けるか。

発言 国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割というところがあるので、そこで、字数は少ないが多少は書いているのだから。

研究代表 項目を設けたほうがよいと思うので、実施体制のところ、従事者、専門職のバックアップ体制の必要性を述べる。割合的にもここがよいと思う。

発言 成果物の最終イメージについて。細目ごとに執筆者を掲載するのか。あるいは、執筆者一覧のような形にして、どこを誰が書いたかは明記しないのか。

事務局 細目ごとに執筆者を明記する。

研究代表 もちろん、研究会のメンバーのお名前も最後に載せる。

発言 責任をもって書かないといけないということ。

研究代表 そう。ただ、全体の責任は研究会が持つ。

発言 分担執筆になるが、文章の重複、文体、てにをはの統一などは事務局で行うということで安心してよいのか。

事務局 今後の作業としては、内容的なところはもちろん執筆する先生に確認しながら進めるが、編集作業は会社に委託している。

研究代表 断りなく書き直すことはしない。校正をしていただく。

発言 それはどのタイミングか？

事務局 今回の原稿も預けており、体裁を整えているところである。そして、今回の研究会をふまえて、すぐに反映したほうがよいと思われるものはすぐにお伝えする。リーダー会議を受けて修正すべきところは、リーダー会議後にお伝えする。校正作業はそれ以降になるので、第3回研究会に間に合うかどうかは微妙なところ。
2月中旬くらいに修正の連絡をさせていただく。

研究代表 手続き的には、いわゆるテキストなどを出版する際と同様。執筆分担をしていただき、体裁等は編集サイドで修正し、それを執筆した先生に赤字を入れて返す。執筆者の確認をとって全体をそろえて出版、というイメージ。

各グループに分かれて議論していただく。さぎょうがおわったグループごとに終了とする。

各グループで意見を出していただき、その後、もしも追加意見等あれば2月4日までに事務局宛にメールでご連絡いただきたい。各グループにリーダーが入っているので、全体に関する質問・意見があれば、そこでおっしゃっていただきたい。

発言 各グループの意見は、リーダーが記録するのか？

事務局 編集の会社の方が1人ずつグループに入って行う。

発言 言っぱなしでよいということ。

事務局 ○追加した執筆者について

▼この日の会議の趣旨

- ・原稿の内容チェック（間違いがないかだけでなく、全国共通バージョンとして適切かどうかも含めてチェックする。意見が分かれるところは偏りのないように留意する。）

▼質疑応答で出た主な事項

- ・ 今回の分科会が時間内に終わらなかった場合はどうするか。→事務局宛にメールでご意見をいただく。
- ・ 文字数について、再度コンパクトにまとめることを意識すべき。長いのでは。→削るべきところ、文字数オーバーを許容するところについて、午後の分科会でご意見をいただきたい。
- ・ 500字はどう決まったか。→150ページ×3冊となっている。そこから逆算した結果である。
- ・ 午後の分科会で出た意見はどうまとめるのか？→本日の記録をもとに執筆者に検討事項を送付する。
- ・ 縦軸の調整はリーダー会議で行うのか？→リーダー会議、及び、第3回研究会で行う。
- ・ 各細目に執筆者は明記されるか？→明記する。
- ・ 文章の重複、文体、「てにをは」の統一などは誰がするか？→編集的な部分は編集会社に委託。

▼質疑応答で出た検討事項

- ・ 疲弊している現場に対して、バックアップ体制があることもふれたい。また、専門家集団としての役割遂行が重要であることも伝えたい。→「子ども家庭相談援助制度及び実施体制」のところで執筆者を追加し、新たに項目を設けて述べるか？
- ・ 要対協のところで、全体的な課題等についてももう少し説明があったほうがいいのか？という声が出ている。これについては、グループで検討後、お願いしたいと内々では考えている。

【 科 目 名 】 行 政 権 限 の 行 使 と 司 法 手 続 き

細 目 ご と に 4 0 0 字 か ら 5 0 0 字
(1 0 行 ～ 1 3 行) 程 度

○ 司 法 関 与 に 関 す る 講 義 と 演 習

○ 行 政 権 限 の 行 使 と 司 法 手 続

○ 親 権 停 止 ・ 喪 失 、 未 成 年 後 見 人 、 無 戸 籍 児
童 へ の 対 応 、 抗 告 、 刑 事 告 発 、 告 訴 等

(引 用 ・ 参 考 文 献)

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」(第 3 回)

平成 30 年 2 月 17 日 (土) 11:00～17:00

於： TKP 品川カンファレンスセンター
バンケットルーム 4C

< 議 事 次 第 >

1. 挨拶
2. テキスト執筆状況
3. リーダー会議の報告
4. その他

昼食

<分科会>

5. 研修毎の原稿の確認

第 1 グループ「子どもの発達」「子ども家庭福祉の法制度」「社会的養護」

第 2 グループ「ソーシャルワークの方法」「要対協・児相の運営」「虐待対応」

<検討事項>

- ・ 前回研究会での未確認原稿のチェック
- ・ 各科目の細目順の検討
- ・ 任用前と任用後の追加すべき内容の検討

【資料】

- ・ 「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧
- ・ 第 3 回出席者名簿
- ・ 研修科目群
- ・ スケジュール案
- ・ 「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する研究調査会」再校送付について
- ・ 要保護児童対策調整機関の専門職の到達目標と研修科目
- ・ テキスト執筆原稿 (研修毎)

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」 事務局 (代表 金子恵美) 住所 〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 電話(fax) 042-496-3127 メールアドレス: text@jcs.w.ac.jp

平成29年度「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」（第3回）出席者名簿

開催日時：平成30年2月17日（土）

午前11時から午後5時

場所：TKP品川カンファレンスセンター

	委員氏名	所 属	職 名	備 考
1	岡田 崇弘	茨城県中央児童相談所	所長	
2	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター	センター長	
3	才村 純	東京通信大学設立準備室TOU学術研究センター	主幹研究員	
4	坂入 健二	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	子ども家庭支援担当係長	
5	鹿野 誠一	旭川大学	保健福祉学部教授	
6	高三渚 晋	熊本県中央児童相談所	所長	
7	塚田 由美	長野県県民文化部こども・家庭課	こども支援幹	
8	土橋 俊彦	神奈川県小田原児童相談所	所長	
9	土渕美知子	函館児童相談所	元所長	
10	福山 和女	ルーテル学院大学	名誉教授	
11	米澤 克徳	岩手県福祉総合相談センター	主査児童福祉司	
12	増沢 高	子どもの虹情報研修センター	研修部長	
13	松場 敬一	群馬県中央児童相談所	所長	
14	八木安理子	枚方市子ども総合相談センター	所長	
15	木村 容子	日本社会事業大学	准教授	
16	有村 大士	日本社会事業大学	准教授	
17	金子 恵美	日本社会事業大学	教授	
18	佐竹 要平	日本社会事業大学	講師	

第3回「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」

平成30年2月17日（土） 11:00～17:00

出席者：第3回出席者名簿参照

議事録

事務局 ○配布資料について

- ・資料「研修科目群」：第一回研究会でも配布。本日、確認する機会がある。
- ・資料「要保護児童対策調整期間の専門職の到達目標と研修科目」：ワーキンググループで作成された、細目と到達目標の関係性を示した図。情報提供していただいた。共有し、分科会等の参考に。
- ・資料「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する研究調査会」再校送付について：これからのスケジュール、及び、初校・再校の扱い方。前回のリーダー会議で重要な議題として上がったので報告。

研究代表 ○午後の分科会について

厚労省からの要望は、「任用前、任用後、要対協で必要とされることは異なる部分があるだろう。したがって、3つの研修の違いがある部分については記載してほしい」とのこと。午後の分科会では、この点を議論したい。基本的な内容には大きな違いはないが、各研修で特徴的なことがあれば、簡略に加筆、適宜修正する。その必要がある部分について、ご議論いただきたい。

それに加えて、前回未確認だった箇所についてチェックしていただきたい。また、テキストとして使いやすくなるよう、科目の並べ方をご検討いただきたい。

○原稿の進捗について

原稿について、前回のママになっている部分は、本日に修正が間に合わなかったところ。前回出た意見はリーダー会議できちんと確認してお戻ししており、修正いただいたところは反映する。今日間に合わなかったことについてはご了承ください。

事務局 ○テキストの執筆状況について

3つの研修それぞれに、集まった原稿を科目・細目ごとに並べ、目次をつけた。要対協：現時点で107ページ。一部の未着科目を含めると150ページ程度にな

る。

任用前：9割近くの前稿がそろっている。一部細目のヌケ等があるのみ。

任用後：原稿はほぼそろっている。任用後は科目が少ないため83ページ程度とボリュームは少なめ。午後の分科会では、任用前と任用後の違いをふまえて、加筆できる内容についても助言をいただきたい。

午後の分科会では、細目の並び順についてもご意見をいただきたい。

なお、リーダー会議で、細目ごとにページに区切りをつけるほうが学習しやすいのでは？という話になり、今回の研究会では細目ごとに1～2ページで区切ってみた。

現在集まっているテキストについてご意見をいただき、執筆者に戻す予定。

○リーダー会議の報告

2月7日にリーダー会議を行った。その際、これからのスケジュール、及び、初校・再校の扱い方が議題となった。

時間等があれば、前回・今回の研究会で出た意見をもとに、執筆者に全面的に修正していただくのだが、3月納品という都合上、執筆者にお戻ししてやりとりをし、全体的なトーンをそろえていくのは難しい。そのため、まず各科目のリーダーが原稿チェックをし、赤入れしたものを執筆者に確認していただく方法をとる。第2回研究会の指摘事項を受けて、修正原稿を送っていただいた先生もいらっしゃるが、今回は研究会を受けて、各執筆者の方々に確認していただく原稿をこちらから送る手はずで考えている。執筆者の確認後、リーダー会議をもち、中間報告という形で第4回目の研究会にかけていく。

執筆者へのお戻しについて、早ければ来週19日に戻せる科目もあるが、リーダーが確認作業中の科目もあり、来週中にお戻しできればと考えている。

執筆者にはpdfファイルをお送りするので、そこに赤入れ等していただきたい。ご確認は3月1日までに。編集作業を行っている(株)童夢とのやりとりとなる。

※参考資料：「「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する研究調査会」再校送付について」

○分科会の要点

①任用前と任用後で研修のコマ数が異なる科目もある。それもふまえて、任用後に追加する事項などを検討いただき、任用前と任用後の違いを出していただきたい。※科目のコマ数などは、カラーA4資料「研修科目群」に記載。

②第2回研究会以降に到着した原稿もあるので、その部分は優先的に原稿チェックをして、ご意見をいただきたい。すでに本日の研究会前にリーダーの確認を終え、修正作業を進めている部分もあるが、体裁を整えただけの部分もある。未確認原稿のチェックをふまえ、以前出された細目にも修正の必要があれば、それらもご意見をいただきたい。

③細目の順番、また、科目の順番についてもご意見をいただきたい。テキストが読み物としてもスムーズになるようにする。

発言 前は科目ごとに確認をした。そして「次回は冊子ごとに」という話だったと思うが、どちらかというと今日は、まだできていない部分を見ていくイメージか。

研究代表 今日一番していただきたいことは、「任用前として、この内容でよいか」「任用後として、この内容でよいか」を検討すること。任用前と任用後で異なる部分を確認する。これまでは、共通科目は同じ内容として進めてきたが、「任用前で特に強調すべき点や、任用後に付け加えるべき点など、同じ細目でも研修によって違いがあるのではないか」という指摘が厚労省からあった。前回は指摘いただいた科目の内容については、議事録にも詳細に残し、リーダーでも検討し、必要な場合は筆者と調整中。本日反映されていない部分も多いので、今日のところは「任用前と任用後の区別」を丁寧に見ていただきたい。

発言 任用前と任用後の区分(位置付け)とは？ 都道府県によって違うとは思いますが。児童福祉司として発令になると「任用後」になる。児相でそれなりに経験を積んで児童福祉司になる場合もあるが、それは少ない。
「任用前講習」は、「初任者研修」のような含みをもたせるイメージのほうがよいのではないか。発令になって間もない人で、児童福祉司ではあるが、児相のことは全くわからない人を対象としたものを「任用前」とする。そして、いわゆる「現任研修」のような、多少は経験を積んだ人を対象としたものを「任用後研修」とするなど、位置付けを整理できたほうが有効なのではないか。あらかじめ児童福祉司になることがわかっている人がいるのであれば、話は別だが。

研究代表 地域によって違うとは聞くが、全国バージョンのテキストとしては、任用前は初任者向け、任用後は現任研修という位置付けでよいか？

発言 現実的にそうせざるを得ない。私の県でもそうだが、今年から入ってきたとき

に当然初任者研修をやっている。やらなければ仕事ができないので。それを別々にやる時間はない。なので、任用前講習をふくらませる形で初任者研修をしているのが実情。初任者研修をやらなければ明日から仕事ができない状況を考えると、そうせざるを得ない。逆に言えば、それを了解のもとにやっているのが実態。

研究代表 では、テキストの「はじめに」などで、「任用前は初任者向け、任用後は現任者研修という位置付けの内容である」という説明書きを入れる形でよいのか？

発言 原稿が出揃っておらず、前回確認できていない原稿がある段階で、「どこを強調するか」という議論まで至らないのではないかと。また、任用前、任用後、調整機関の基本的な違いがはっきりしていれば、それに基づく議論ができると思うが、現状では漠然としている。科目ごとに違いを出す前に、そういった大枠の違いをもう少しはっきりさせないと、「原稿のここを変えればよい」という議論に到達しないのでは。厚労省サイドからは、3つの基本的な違いや方針について、具体的に何か提示されていないのか？

研究代表 厚労省としては、「任用前、任用後、要対協の3つには違いがあるだろうから、そこは書き分けてほしい」とのことだが、具体的にその違いについての指定はない。むしろ、この場で考えてほしいということであろう。先生がおっしゃるように、今日のところは、各科目や細目に文章として落とす前に、それぞれの研修に特徴的なことを話していただく段階かもしれない。

発言 任用後研修を、児童福祉司になって早期に行うとすると、任用前と任用後の違いを出しづらいのでは。任用後を現任研修と位置付けるとしても、1年も経たないうちに受けるのなら、違いが出づらいのでは。
また、社会福祉士資格や児童福祉司資格がある人は、任用前講習は受けなくてよいので、任用後研修を受ける人の中には任用前を受けていない人もいます。すると、任用後研修でも、任用前講習の内容をしっかりとカバーしないといけないうち態も起きてくる。任用前講習の「対象者」も考えておかないといけないうち態。そのあたりも含めて、個々の議論をする前に、議論のベースとなるものを全体で確認しておきたい。

研究代表 もう少し具体的に対象者を考えていきたい。現実的にはどうなのか。

発言 異動や新規採用で初めて児相に勤務する人には、たとえ社会福祉士や児童福祉司の資格をもっている人でも、初任者研修を行ってきた。なぜかという、その県の児童相談所のルールをわかってもらうため。児童福祉司の仕事は資格をもっていればできる仕事ではなく、その県のルールなどをわからないといけない。そこが任用後研修との違いだと思う。任用後研修は、2～3年後にするとしても、実践してみてもの振り返りがメインになってくるように思う。そういう意味では、資格があっても任用前講習は受けるべきだと思っている。他県で児童福祉司として児相で働いていた方でも、県ごとにやり方も組織も違うので、初任者研修と一緒にやるという観点からすると、受けていただきたい。

発言 むしろ、国の通知を字義どおりに読むと、いわゆる任用後研修が初任者研修の位置付けだと思う。要は、社会福祉の専門資格や、ある程度のソーシャルワークのバックグラウンドをお持ちの方が、福祉司発令されて、発令後すぐに任用後研修を受ける形になっているはず。そして、社会福祉のバックグラウンドがない方や、社会福祉主事のレベルの方、要は資格がない方向けに任用前講習会があるという位置付け。任用前講習会は、初めて福祉にふれる方がターゲットになってくるのに対し、任用後は、ある程度福祉はわかっている方が対象という違いがあると思う。おそらくそれが、科目の並びにも出ているところだと思う。前回は述べたが、任用前講習会の受講者の大半は市町村の職員。調整機関の担当職員になるために、福祉司の任用資格を取らなければならないので、任用前講習会を受講したケースが多かった。そのため、任用前と任用後では受講者のレベルにかなり差があった。現任者研修は、任用後研修を受けた後に、都道府県で別立てでやってほしいというニュアンスと思う。そして、その上がスーパーバイザー研修などになる。今のところ、任用後がむしろ初任者かと。

研究代表 それぞれの地域によって違いがあると思うが、実情はいかがか？

発言 自治体のかなり大きな部分で、社会福祉主事の資格をもって、そこで児童福祉の実務経験が2年以上で、且つ、任用前講習を受けるとなると、ベーシックな知識がほとんどないことを想定しないといけない。特に、三科目主事などはそう。そこが主たるターゲットか。一方で、要対協の専門機関は専門職で、別の言葉でいうと、児童福祉司任用資格をもっているということではないか？

研究代表 それが基本であっても、現実にはもっていない人が多いか？

発言 今後の方向としてはそうなのではないか。法律上は、要対協の調整担当者はどういう表現になっていたか。

発言 社会福祉士や保健師など、ベースとなる資格をもっている人は、調整機関の職員になれる。それ以外の、いわゆる三科目主事などは任用前講習なり、各都道府県で今まで行なっていた児童福祉司の任用の研修で任用資格を取らなければならない。

発言 考え方として、例えば調整担当者は、児童福祉司の任用前講習を受けている。もちろん保健師などの資格があれば、その限りではないだろうが、三科目主事の場合は任用前講習を受けている。その方が調整担当者になったとき、要対協の調整担当者研修を受けるのか。その住み分けも考えないといけない。

研究代表 今回の話の方向としては、児童福祉司任用前は、三科目主事のような、福祉の基本的な知識がない方々を対象とする。児童福祉司任用後は、福祉の基本的な知識はあることを前提に、「仕事をするにあたって」という内容でよい。

発言 今回の話は、児童相談所の中ではわかる。では、要対協の職員はこれでいいのか。違った分野の専門性が必要になってくるので、要対協と児相とで書きっぷりがあまり変わらないのはどうなのか。

発言 細目ごとに書きぶりを変える余裕はないと思う。とはいえ、違いを出す必要があるのはもったいなので、講習会全体を通して、「こういう人たちがターゲットで、こういうことを教えてほしい」という前書きのようなものを、目次の前などにまとめるほうがよいのではないかと。厚労省の会議の中でも、「任用前はこういう位置付け。任用後は任用されてから半年後くらいに分割して行うのがよい。そこでは、このようなことをやる」など、全体に関する話はされていたはず。

総論としての前書きをつけるか、あるいは、「非行対応の基本」などの科目ベースで前書きをつけてもよいかもしれない。少なくとも細目ごとは厳しい。

研究代表 各科目に「ここを強調してください」といった前書きをつける。いかがか。

発言 この研究会内でも、任用前と任用後のイメージが擦り合わせられない。また、先ほどあったように、要対協の調整機関を任用前と合わせてやっている都道府県もあれば、要対協は要対協で、市町村だけでやっているところもある。それも当初は、2～3年は市町村で児童家庭相談を経験して、ある程度力をつけて調整機関になるだろうというイメージで作っていたが、実際は、1人2人の場所では、人事異動してすぐに調整機関の専門研修を受ける形になってきていて、ますます少しずつずれている。中心となるところをきっちりできていると、分科会もやりやすい。

発言 柱になるのは、やはり厚労省のテキストなので、基本的には厚労省の会議の中で話されたことをもとに作るのがよいと思う。実態は厚労省の会議の中で話されたことと乖離している部分はあるとしても。

発言 おそらく、拠りどころになるのが、今回出していただいた到達目標との整合性だと思う。今回、要対協のほうは出していただいたが、任用前、任用後も同じようにあるのか？

事務局 第1回研究会で第16号通知を配らせていただいたが、細目と到達目標の関係図があるという情報をワーキングのメンバーの委員の先生から聞いていたので、問い合わせたところ、資料としては引き継がれていなかった。そのため、ワーキングのメンバーの先生から出していただいた。任用前と任用後も、同様にあるかどうか確認したが、担当者の方では把握できていないとのこと。そのため、今回の資料は要対協のみ。あとは、各科目の到達目標や細目など、全体的な通知のみが、資料としてある。

先ほど話に出た、それぞれの研修の対象は、通知的にはそれほど細かく記載されていない。どちらかというと、ワーキングの時に示された図の方にある。それをダウンロードして、午後の分科会に間に合うように皆さんにお配りする。

発言 1点質問。自分の常識と皆さんのお話が食い違っているところがある。児童福祉司の養成なのか、それとも児童福祉司として活用する年限に限って、これらのテキストを活用させるのか。どちらかによるのではないか。今、専門家として現場で頑張っている20年目くらいの人が、基礎知識を全くもっていないことがわかってきた。ということは、この場合、児童福祉司の基盤としてもたせる知識は、有効期限3年ではないか。3年で他部署に行ってしまう可能性がある人たちが、それともずっと児童福祉司として頑張っていく人たちが。

発言 そういう研修会をいろいろやっているが、目標をどこにするのか、ということ。要するに、現場で業務の遂行を着実にしていただくためのテキストにするのか、それとも、専門性をすごく高めたものにするのか。それによって、議論に差が出るのではないか。

今、現場でスーパービジョンをしていて痛感するのは、社会福祉士が 30 年経っているにもかかわらず、基盤が明確でないし、応用のところが不明確ということ。そのため、専門家の養成がなかなかできないことがわかってきた。できれば、「3 年間で有効活用する」という目的にしてはどうか。どういう効果を出したいかを明確にしたほうが書きやすいのではないか。これはどんでん返しになるか……。

発言 国の通知では、行政の人間なので、ほかの部署に行って戻ってくるケースも想定されるが、その場合は、一度任用後研習を受けていても、戻ってきた後に再受講するのが望ましいとされている。ただ、「望ましい」ので、必ずしも受けなければならないものではない。

研究代表 「研修等の実施について」によれば、任用前講習は「児童福祉司に任用予定している者」、つまり、まだ就いていない人たちが受ける。そして、任用後研修は「児童福祉司に任用された者」が受け、1～3 年目などのどこでもよい。要対協も 1 年目、2 年目、3 年目などの指定はない。規定としては、いずれにしても、任用前はベーシックな内容であろうことは確かだが、任用後と要対協は、どこをターゲットにするか書かれていない。実際に、要対協の研修をすると、1 年目の方からすごく経験のある方まで様々だった。

発言 3 つのテキストに同じ文章ばかりがある。独自性を出すなら、例えば話として基本的な役割を提示することと、機能を提示することは全然違うと思うが。同じものになっているのは、どうなのか。

受講者はほとんど受け身で気の毒。自分がどういう成果を出せるかというところは、入っていないのか。

発言 通知ではそうになっているが、事実上、任用予定者が受講することはどのくらいあるのか。

発言 ない。異動になるかわからない人が受けることはありえない。

発言 任用予定者に研修することは、公務員はあり得ない。且つ、すでに行政職とし

て仕事をしている人と新規で採用している人、また、事務系の人と専門職対応をしている人とで全然違ってくる。議論していても収束は難しいのではないかな。「もう、これでいきましょう！」と、決めてしまったほうがいいのではないかな。

発言 今、話を聞いていて違うと感じたところがある。我が県の場合、例えば社会福祉主事を持っている若い人がいたとして、児童相談所に異動するとする。その時点では、児童相談所の職員にはなるが、児童福祉司としては発令しない。児童相談所の職員になり、実質ケースワーカーのようなことをやらされるが、児童福祉司発令はしていない。今のしくみでは、任用前講習会を受講し終わってから、年度途中で児童福祉司発令している。

発言 社会福祉主事で任用している場合は、まず最低限2年以上の児童福祉事業に従事したもので、且つ、任用前研修を受ける。だから、任用前研修を受けなければ、当然、児童福祉司として発令できない。そういうケースは多いと思うが。変な話、児童相談員という名目か何かで同じ仕事をしているが、その中で発令が1ヶ月遅れることになる。研修が終わらないと発令できないので、4月中に研修をやらないといけないとして、仮に1ヶ月かかったとするなら、5月1日に発令するというのが、本来の考え方。

発言 4大卒で配属されて、児童福祉司の任用研修という通信教育を受けた人は、任用前は受けなくてよい？ ということは、対象者は少ないのか。

研究代表 図によると、任用前研修を受けるのは、先ほどおっしゃっていたように、基本的に専門職ではない人たちだけ。助産師、看護師、児童指導員、医師等々は任用前講習を受けなくてよいことになっている。任用前は、福祉の基本的なベースがない人たちが、まず受けるもので、ほかの医師や保健師などは持っているであろう福祉の基本的なことを学ぶ研修である。そして、児童福祉司になった人たちは、福祉のベースがあることを基本として、その上に児童福祉司として必要なことを積み重ねるという位置付け。

発言 本来は、保健師とか共有ベースで児童福祉司発令される方は、何か研修会を受けなければならないのか？

発言 指定講習会を受ける。実際には、指定講習会と任用前をミックスした形で研修を組んでいるところもある。

研究代表 福祉の基本ベースがない人たちに、基本的なことを伝えるのが任用前。福祉の基本ベースはもっているが、改めて児童福祉司として必要な事柄を確認するのが任用後。こういう整理をせざるを得ないと思う。

先ほどの質問があったような、何年目をターゲットにするのかは、特に指定しない。1年目の人か、ベテランの人かはわからないが、この仕事をするにあたって絶対に押さえておかなければならない内容を盛り込む。そして、市町村の職員と児童相談所の職員では当然役割が違うので、住み分けをする。それでいいか。

発言 指定講習会という名前は混乱しやすいが、助産師、看護師、児童指導員をもっている方々の指定講習会と、社会福祉主事をベースにしている任用前講習会は違う。その違いは、助産師、看護師、児童指導員は、少なくとも対人援助についての業務のベーシックな職務をもっている。それに対して社会福祉主事は、三科目主事をはじめとして、実際の対人援助ではないという違いがあると思う。そのあたりを書き込んでいけばいいのではないか。

発言 整理すると、任用前講習は、やはり三科目主事など、ベーシックな知識がない人を想定している。そして、児童相談所の児童福祉司として任用された人は、任用後研修を受ける。さらに、市町村で要対協の調整担当者に任命された人は、調整期間専門職研修を受ける。ということは、任用前研修と要対協の専門職研修との住み分けをどうするのかも問題になる。任用前はベーシックなもので、それよりグレードアップしたものが要対協の専門職研修になるか。

研究代表 基本的には、児童福祉司と要対協とは同等になっている。おっしゃったように、基本的な福祉の知識のない、三科目主事等の方が任用前。そして、福祉の基本的な知識をもって児童福祉司となり、児童相談所と市町村に分かれる。

発言 そして、児童福祉司と調整担当者では軸足が違うということ。調整担当者のほうは要対協に力点を置いて、任用前講習をグレードアップする。

研究代表 任用前講習が先にあり、そこで基本的知識を得たうえで、実際仕事をするにあたって必要なことがそれぞれ分かれるという住み分け。

発言 要対協に関して言うと、調整担当者は調整をすればよい役割なのかというと、実際は調整だけではなく、基本的な相談も受けなくてはいけない。それも、自

治体としては当初3年くらいの経験がある方を想定していたが、実情は1～2年目の人が中心。それをふまえてカリキュラムも、基本的な相談を受けられるような内容に組みかえている。そういう意味では、任用前とかぶるところはあるが、各市町村の実情を考えると、相談の基本的な部分に関して、対人援助に初めて就く方を想定して細目を作り上げていくということでご理解いただきたい。

研究代表 今の話でいうと、要対協のほうはもう少し基本的な部分も組み込むということか。

発言 組み込まざるを得ない。組み込むようなカリキュラムになっているはず。

研究代表 そうすると、任用前という土台があり、それが二手に分かれていくというよりは、任用後は任用前に積み重なるが、要対協のほうは任用前の基本的な部分を含むというのが、ワーキングの中での考え方か。

発言 そう。

発言 市町村の相談整理担当者は、本来は（法律上は）児童福祉司の任用前講習を受けるのが望ましい。流れとしては、まず任用前講習を受け、その後、要対協調整機関の職員になれば、要対協の研修を受けるのが本来。しかし実態としては、児童福祉司の資格をもたずに、いきなり調整担当者になるので、ベーシックなところがないまま要対協の専門職研修を受ける。だが、それは本来の形ではない。そこをはっきりしないといけない。要対協研修のグレードをどの程度に置くかは大事なこと。

例えば、任用前講習には「子ども虐待対応の基本」があるが、要対協のほうは「子ども虐待対応」となっている。これは、やはり任用前講習を受けていることを前提として考えられているのではないか。

発言 結局、実情としては、任用前と要対協の研修をミックスした形でやらざるを得なくなっている。基本的な部分を要対協の中でやっていかなければならないのが市長村の実情。それをふまえて組みあげてある。実際の研修も、指定講習会とミックスした形で行ってもよいようになっている。そういう意味から言うと、あまり難しい内容を盛り込んでも厳しいかと思う。

発言 おそらく要対協の調整期間は、単なる対人援助と子ども家庭福祉の相談員とし

て相談しているだけではダメな役割。調整機関という役割があるので、当然ある程度の知識がないといけないところだった。これが要対協の研修を作る中で、今まで都道府県が行っていた市町村のスキルアップ研修や基礎研修を、おそらくそれはそれでやってくれて、なおかつ、これを2～3年目でやってくれたらいいだろうとしていた。しかし、おそらくガッチャンコされて、都道府県が市町村に基礎部分と全体の調整機関向け研修をすることはないだろうという危惧から、基礎の部分と調整や、市町村がどうネットワークを作るかという地域支援・在宅支援を書いていったと思う。そういう意味ではオーバーラップしてきて、なおかつ、都道府県によって違いがあり、児童相談所と市区町村の研修を合わせて行っているところと、別々でやっているところとあるので、一層ややこしくなる。今、研究代表先生がおっしゃられたように、ベーシックな部分と、市町村における在宅支援の専門的な部分と、両方が入っているように思う。

発言 都道府県で、家児相とか研修をやっているかというのと、それすら義務化されていないので、やっていない実情がある。それをふまえると、家児相に異動してきた初任者が何もわからない状態であることを想定したカリキュラムにしていかなければならないのが実態。

発言 実態に合わせてしまうと、本質が見えてこない。本来の位置付けをそれぞれ明確にしないといけない。実態としては、一緒にやっているとしても、それはむしろ望ましくない。市町村の相談担当者も児童福祉司任用前講習を受け、児童福祉司としての任用資格を得て、その上で調整期間に配属になれば、専門職研修を受けるという流れは崩せない。実態に合わせると、それぞれの位置付けが曖昧になる気がする。

研究代表 法律的な読み方は、先生のおっしゃるとおり。ただ、法律も曖昧になっている。要対協のほうは児相よりもかなりゆるく、曖昧な書き方。そのため、実態を考えれば入れざるを得ないということで、研修内容を考えたワーキングでは、ベーシックな部分を含めた細目としているし、到達目標にしている。その経緯をきちんと書き、「本来はこうあるべきだが、実態に即して現行においてはベーシックなものを含んだ内容になっている」旨を但し書きする。来年度から使うテキストなので、ベーシックな部分を含む研修テキストである。それでよいのか。

そういうご理解で、ベーシックなものを要対協は含む。任用前と任用後では、福祉のベーシックな内容と、それ以降の児相に特化したものという違いとする。もちろん、特化と言っても振り返る部分もあるので、重複はあるとして。

先ほど話に上がった、それを各細目に下ろすのか、各科目に下ろすのかということは、各科目としたい。本日の分科会は、各科目の強調すべき点を検討していただきたい。「それならば、この細目について少し追記できないか？」といった、細目で調整すべきことについては、リーダー会議で検討はさせていただく。それでよいか。

発言 基本的な方向性はそれでお願いしたい。テキストの構成として、当初は「講義をする側がこういうやり方をして」といったことを書くという話があったが、それはどこに書かれるのか。今、話に上がった「各科目の強調点」の中に、講師として教えるべきこと、教え方も入れ込む形で考えてよいか。

研究代表 よいと思う。前回、先生たちが書いてくださったような、講師側のポイントという意味合いで、各科目の前書きを書いていただければと思う。とはいえ、ボリュームが増えすぎないように、数行程度の簡単なものにしたい。また、本文原稿作成の際の注意点と同様、全国共通版であることをふまえ、強く色濃く個性が出ないようにしていただきたい。

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する研究調査会」再校送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は大変お忙しい中、「児童福祉司等の義務研修テキスト」をご執筆いただき、誠にありがとうございます。文字数も少なく、原稿執筆のお時間が非常にタイトであったにもかかわらず、研究会の趣旨をご理解いただいたうえでご執筆いただけましたこと、心より感謝申し上げます。

2月7日、リーダー会議において、先生方から頂戴した原稿をもとに今後の進行について話し合いが行われました。今回、3月中に厚生労働省に納めなければならない時間的制約がある中で、先生方から頂戴した原稿を3冊のテキストとして整合性を高めていくために、各グループのリーダーが下記の観点からいったん原稿を調整させていただいた「再校（PDF）」を執筆された先生にご確認いただくという流れで進行できればと考えております。

今後の進行及び、再校でご確認いただきたい点も含めて下記にまとめておりますので、お忙しいところ恐れ入りますが、引き続きご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

記

■原稿調整に関する観点

- ・文字数の統一
- ・指導要領的ではなく、テキストとして活用できる文面に統一
- ・前後の細目や科目を通しての内容の重複のチェック

■進行スケジュール

3月1日（木） 再校確認締切日。

この日までに編集にチェック後のPDFをお戻しく下さい。

PDFではなくwordでのチェックをご希望の方は、グループ1は前田、グループ2は岩浪・宗像までご連絡ください（連絡先は文末に記載）。

3/17（土）の第4回研究会までに修正した三校をメールにて送付いたします。

■再校でお願いしたいこと

- ・再校は、科目ごとにPDFでお送りしております。ご確認いただくのはご執筆いただいた部分のみで結構です。
- ・編集部からの疑問、質問等のチェックが入っている部分をご回答ください。
- ・文字修正がありましたら、PDFに赤字を入れてお戻しく下さい。
(PDFに書き込む、もしくは出力したものに手書きで赤字を入れスキャンするなど。メールでのお返事が難しい場合は別途ご相談ください)
- ・体裁を整えているため、ご自身の元原稿での送付はご遠慮ください。再校戻しの体裁についてのお問い合わせは、グループ1は前田、グループ2は岩浪・宗像までご連絡ください（連絡先は文末に記載）。
- ・引用文献、参考文献、参考にしてほしい文献をそれぞれ分けて記載してお戻しく下さい。その際の記入例は下記のとおりです。

引用と参考文献の表記について

【書籍の場合】

引用の数字→) →著者もしくは編集→『書籍名』→出版元→, (カンマ) →発行年→. (ピリオド)

- 1) 社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座 15 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度第6版』中央法規出版株式会社, 2016年.

【書籍や雑誌中の一部を明記する場合】

引用の数字→) →著者→「単元もしくはタイトル等」→著者もしくは編集→『書籍名』→出版元→, (カンマ) →発行年→. (ピリオド)

- 2) ●●●●「児童家庭福祉論 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」『社会福祉学習双書』編集委員会編『社会学習双書 2016』社会福祉法人全国社会福祉協議会, 2016年.

【法律・通知等】

引用の数字→) →所管省庁→「法律・通知」→日付(表記は通知等の表記に準じる)→. (ピリオド)

- 2) 厚生労働省「社会的養護関係施設の第三者評価等について(概要)」平成24年3月.

【ウェブサイト】

引用の数字→) →サイト名→, (カンマ) →URL→ (閲覧日)

- 2) 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト, <https://www26.atwiki.jp/childrights/> (2018年2月3日閲覧)

以上

■問い合わせ先■

(グループ1)

前田慎二 totrtytd@drive.ocn.ne.jp

(グループ2・3) ※メールは岩浪、宗像両方を宛先にしてお送りください

株式会社童夢

岩浪 準 iwanami-j@domu.jp

宗像 真理子 munakata-m@domu.jp

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-25 平安堂ビル 6階

Tel : 03-3234-5902 / Fax : 03-3234-6479

要保護児童対策調整機関の専門職の到達目標と研修科目

科目	細目	到達目標			コマ数	講義内訳
		知識	技能	態度		
子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害について ○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理について ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	・子どもの権利および権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる ・民法における親権の理念およびその制限に関して述べることができる ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができる ・子ども家庭相談担当職員として身につけるべき倫理について述べるができる	・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる	・子どもの権利を守ることがを貫く強い姿勢を持つことができる ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている ・子ども家庭相談担当職員として身につけるべき倫理に基づいて行動することができる	1	講義 1
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県、児童相談所、市区町村の役割	・児童福祉法及び関連法（虐待防止法、少年法など）の理念について他者に説明することができる ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる ・子育て世代包括支援センター及び支援拠点について説明できる			1	講義 1
児童相談所の役割と連携	○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働	・児童相談所の業務について述べるができる ・児童福祉司指導、職権保護、28条措置、親権停止・喪失の申立、家裁送致など、児童相談所の行政権限を的確に説明することができる ・児童相談所の機能とともに、役割とその範囲について説明できる	・児童相談所への送致が必要なケースを適切に見立てることができる ・児童相談所による判定が必要なケースを適切に見立て、繋ぐことができる ・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）について説明できる		1	講義（シボ） 1
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○援助決定の流れ	・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べるができる ・市町村児童家庭相談援助指針の骨子を述べるができる	・児童相談所から委託されたケースについて児童相談所と協働し適切に指導を実施することができる ・児童相談所から送致されたケースについて適切に調		2	講義 1 演習 1

		・所管児童相談所と子ども家庭相談間の役割や協働について説明できる ・子ども家庭相談の機能とともに、役割とその範囲について説明できる	査、支援を実施することができる			
	○保護者理解と支援 ○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方	・さまざまな困難を抱えている保護者の妊娠や子育てに伴う課題について説明できる ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べるができる ・体罰や過度の叱責に依らない適切な子育ての方法について述べるができる ・心理検査、心理療法の適用について、述べるができる	・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための相談援助関係を築くことができる ・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる ・保護者の特性を見立てることができる ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせて行うことができる ・夫婦面接、家族合同面接を行う等して家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる ・出産直後の特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援が行える ・心理職の専門性を活用することができる	・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている ・相談員自らの対人関係やコミュニケーション上の傾向について自己覚知に努める ・保護者のさまざまなありようを理解することに努める		
社会的養護と市区町村の役割	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワークと家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における継続性のあり方 ○家庭復帰と市区町村の役割	・社会的養護（（特別）養子縁組含む）について説明することができる ・子どもの自立支援の在り方について述べるができる ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる ・ケアワーク（アドミッションケアからリービングケア・アフターケア）について説明できる	・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所の方針に基づき関係機関の支援の調整ができる ・養親希望者へのプリパレーションの支援を行うことができる		1	講義 1
子どもの成長・発達と生育環境	○子ども成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況について	・子どもの成長の見立て方（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるができる ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べる			1	講義 1

		ことができる ・子どもの精神発達の概要について述べることができる ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる ・子どもおよび保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等およびその精神症状、行動特性について説明することができる ・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明することができる				
子どもの諸問題	○子どもを取り巻く問題と対応 ○非行問題への対応	・子どもをとりまく社会的課題（子どもの貧困、自殺等）について説明することができる ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる ・非行問題の概要について説明することができる ・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続きについて述べるができる ・不登校、いじめ、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害などの問題について説明できる	・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく支援方針を立てることができる ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる ・非行問題について適切にケースマネジメントができる ・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な援助・指導ができる	・子どもの行動の問題に止まらず、その背景や深層を理解する	1	講義 1
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○ケースの進行管理・再評価 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス（事例検討）	・ソーシャルワークについて、説明することができる ・ソーシャルワークの方法について述べるができる ・児童虐待のリスク因子に関して述べるができる ・家族機能の評価の方法を述べることができる ・家族関係、家族力動の評価ができる ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる ・家族および関連する人々から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる ・地域のリソースとそのアクセスの仕方について述べるができる	・アセスメントに必要な情報の把握を適切に行うことができる ・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる ・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けができる ・家族関係の調整をすることができる ・個々のケースの抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる ・地域のいろいろな人たちの役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わっていくことができる ・継続的かつ長期的に進行管理をしつつ、関係機関の人々を支えるコンサルテーション及びコーディネート	・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている ・援助プランにエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる ・チーム内外の情報交換をこまめに行っている ・個別ケースの進捗状況や効果について、定期的に確認し見直ししている ・日頃から関係機関とこまめに連絡を取り、連携が図られるようにしている ・関係機関等が継続的な役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、ねぎらうことができる ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している	2	講義 1 演習 1

			を行うことができる ・支援において、地域のリソースを適切・有効に利用することができる			
要保護児童対策地域協議会の運営	<機関連携> ○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援	・各関係機関の機能・役割について説明することができる ・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる ・多職種それぞれの専門性について説明することができる ・児童虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している ・要保護児童等の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を説明することができる	・関係機関それぞれの役割を理解し、関係機関連携を効果的に行うことができる ・学校や保育園等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働できる ・庁内の組織、役割を理解した調整ができる ・関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる ・ケースに応じて、必要な機関が支援チームに加わるよう調整することができる ・多職種の専門性を尊重し活用することができる ・関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる ・地域で多機関ネットワークを構築することができる	・関係機関等が継続的な役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、ねぎらうことができる	2	講義 1 演習 1
	<要対協> ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性	・要保護児童対策地域協議会の法的根拠(条例等含む)を説明できる ・要保護児童対策地域協議会の意義を説明できる ・要保護児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明できる ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明できる	・要保護児童対策協議会の守秘義務の規定に関して、他機関に説明することができる			
	<調整機関> ○調整機関の役割	・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明できる ・調整機関担当者の役割を説明できる ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という）について包括的な評価にもとづく対応について説明できる ・関係機関等の機能とともに	・関係機関の役割を十分に活かして、ネットワークで支援をしていくことができる ・他機関、多職種の連携のコーディネートができる ・進行管理会議実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切にできる ・要保護児童対策地域協議	・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる ・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメントする立場を自覚する		

[illegible]

	○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	・ 要保護児童等として扱うべき判断の基準とその違いについて説明することができる	・ 進行管理を行う会議（実務者会議）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる ・ 関係機関間で、要保護児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる ・ 進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる ・ 進行管理を行う会議（実務者会議）の結果を、次の支援活動に生かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる ・ 台帳登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し指示できる ・ 情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる ・ 長期的視点で進行管理を行うことができる ・ 役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる ・ 関係機関等に対応方法を提案し、具体的な援助の依頼ができる			
子ども虐待対応	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○通告の受理、安全確認、調査 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育（家族再統合）） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメントプランニング）	・ 児童虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる ・ 児童虐待のリスク因子に関して述べる事ができる ・ 虐待被害児童に対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる ・ ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べる事ができる ・ 心理的虐待（含：家庭の中の暴力にさらされた状態）を受けた子どもの所見および心理的虐待の判断について述べる事ができる ・ 児童虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる ・ 家族再統合（家庭復帰の有り無しを含む）についての意義を理解し説明することができる ・ 配偶者暴力の特徴と制度、	・ 児童虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入が行える ・ 本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子どもおよびその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる ・ 重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる ・ 包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護(送致)の必要性の判断ができる ・ 生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる ・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入	・ 虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる ・ 地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持つ	3	講義 1 演習 2

	○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待事例の心理療法 ○虐待重大事例検証の理解 ○特別な支援が必要な事例（MSBP、医療ネグレクト）の理解 ○SBS、AHT への対応 ○性的虐待への対応 ○居所不明児童への対応	対応及びその子どもに及ぼす影響について述べることができる ・児童虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる ・居所不明児童の調査に関する知識を有している	および支援を関係機関と連携して計画することができる ・要保護児童、特定妊婦等に関する通告について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる ・家庭訪問調査を適切に実施できる ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関する把握を行うことができる ・子どもの所属機関や関係機関から正確な社会調査を行える ・児童虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、それを行うことができる ・配偶者暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、相談援助活動に生かすことができる ・居所不明児童の調査を実施し適切な対応ができる			
母子保健の役割と保健所・母子健康包括支援センターとの連携	○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子健康手帳の活用 ○特定妊婦への支援 ○保健所・母子健康包括支援センターとの連携のあり方	・母子保健事業の歴史と課題について説明できる ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明できる ・妊娠・出産に係わる法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べることができる ・妊娠・出産に係わるそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べることができる ・特定妊婦の範囲と支援について説明できる ・母子保健情報の記録について説明できる ・精神疾患に関する保健所の役割を説明できる	・妊娠期、出産から子育て期までの母子の健康上の課題及母子保健制度及びこれに関連する手続きを理解し、相談援助活動に生かすことができる ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができる ・リスクを把握することができる ・特定妊婦への支援を協働して実施できる ・母子保健情報を活用できる ・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる ・望まない妊娠をしている母親への支援ができる		1	講義（シ ンポ）1
教育機関の役割と連携	○学校教育の目的と役割 ○学校組織と校務 ○生徒指導 ○教育機関との連携のあり	・学校教育に関する法令と制度について説明できる ・教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明で	・教育機関が適切に虐待通告、情報提供を行えるように連携の基盤を作ることができる		1	講義（シ ンポ）1

	方 ○特別支援教育制度	きる ・学校組織（校務分掌含む）について説明できる ・特別支援教育制度について説明できる ・生徒指導の概念と手法について説明できる ・学校のいじめ、不登校への取り組みについて説明できる ・スクールソーシャルワーカーの役割を理解している ・スクールカウンセラーの役割を理解している	・不登校の背景の調査を適切に行える ・いじめ、不登校について適切に協働できる ・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる ・学校教育に関連する手続きを理解し、相談援助活動に生かすことができる		
子どもと家族の暮らしに関する法と制度	○保育所の利用 ○子ども・子育て支援制度 ○ひとり親家庭の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度について ○生活保護制度・低所得者対策制度	・保育所に関する制度について説明できる ・子ども・子育てに関する制度について説明することができる ・ひとり親家庭への支援制度について説明することができる ・障害に対する基礎的な知識・制度について述べることができる ・障害支援区分認定等により利用できる所属する市区町村のサービス体系を理解し、説明することができる ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳制度について理解し、説明することができる ・生活保護制度・低所得者対策制度について説明することができる	・保育所入所に必要な手続きを理解し、相談援助活動に生かすことができる ・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問等の制度及びこれに関連する手続きを理解し、相談援助活動に生かすことができる ・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続きを理解し、相談援助活動に生かすことができる ・障害児保育について理解し、相談援助活動に生かすことができる ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続きを理解し、相談援助活動に生かすことができる ・入院助産制度を理解し、相談援助活動に生かすことができる	1	講義 1

保留したもの	○多機関ケース会議 ○子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組 ○保護者の特性について ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○エビデンスの必要性和得るための倫理的配慮 ○家族に関する法令と制度 ○社会的養護における運営・養育指針（理念・原理） ○社会的養護における持続性と継続性の考え方 ○子どもの発達特性 ○支援計画の説明の仕方 ○多職種連携のためのコミュニケーションのとり方	・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる ・子ども家庭相談業務について説明できる ・子育て家庭のニーズを把握し必要な施策を立案し実現することができる ・児童虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べるができる ・非行傾向のある子どもへのケースマネジメント、非行傾向のある子どもへの介入のあり方 ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うことができる ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる ・非行傾向のある子どもへのケースマネジメントについて説明できる ・非行少年に対応する司法のシステムを説明できる ・戸籍法、住民基本台帳法の基礎について述べるができる ・家事審判手続きについての基礎知識を有している ・市区町村の子ども・子育てに関するサービスや制度について説明することができる ・個人情報開示請求について理解し、説明することができる ・子ども及び保護者の意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる ・支援拠点について説明できる ・子ども家庭相談業務の法的根拠（条例等含む）を説明できる ・保護者に対して児童相談所が行えることを説明することができる ・子どもと親との関係性の	・外国籍の家族について対応できる ・適切な記録が作成できる ・子ども家庭相談機関内で適切に自らの調査について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な支援に関する所内の決定に結びつけることができる ・家族支援のためのコーディネートを行うことができる ・精神障害の特性を理解した対応ができる ・支援のために適切な家庭訪問ができる ・面接同席や訪問同行等の支援や研修の提案ができる ・保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる ・市区町村子ども家庭相談機関だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにどう結び付けていけば良いかコーディネートができる ・連携を必要とする他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる ・多職種により実施されるカンファレンスにおける見立て、多職種連携を行うことができる ・支援に必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけば良いのか理解し、関係機関や他機関とのコーディネートができる ・情報提供者からの適切な聞き取りができる ・必要に応じて、子どもの評価における他の専門家の評価を依頼することができる ・家族に関する法律、制度及びこれに関連する手続きを理解し、相談援助活動に生かすことができる ・未就籍児童の就籍手続を援助することができる ・外国人住民に関する法律、	・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している ・問題のみならずその背景にも視点をもち、子どもと家族が地域で暮らしていくための家庭支援を行う意識を持つ ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている ・他人の人間性を尊重し、常に率直な気持ちで相手から学び続けている ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる ・庁内における調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる	
---------------	---	---	--	---	--

		問題について説明できる ・ ケース進行管理の意義と役割、目的を説明できる ・ 警察・司法の機能・役割について説明することができる ・ 市区町村の住民サービスや制度について理解し、説明することができる	制度及びこれに関連する制度、手続きを理解し、コミュニケーションを取り、相談援助活動に生かすことができる ・ 医療保険、公的年金、税等、地域での生活に必要な制度を理解し、相談援助活動に生かすことができる ・ 児童相談所の機能を活用することができる ・ 社会的養護児童と地域資源とのつながりを可能な限り保障することができる ・ 可能な場合は子どもと家族と一緒に支援計画を立てることができる ・ 社会資源を開発し（ソーシャルアクション）活用することができる ・ 関係機関等に具体的な援助と対応の方法を提示できる ・ 関係機関等に具体的な援助と対応の方法を提示できる ・ 要保護児童対策地域協議会の運営を行うことができる ・ 上記の見立ておよびその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる ・ 要支援児童等への支援を協働して行うことができる			
--	--	--	---	--	--	--

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」(第 4 回)

平成 30 年 3 月 17 日 (土) 15:00～17:00

於： TKP 品川カンファレンスセンター
バンケットルーム 4C

< 議 事 次 第 >

1. 挨拶
2. リーダー会議の報告
3. テキスト案の確認
4. その他

【資料】

- ・第 4 回出席者名簿
- ・テキスト案 (研修毎)

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」 事務局 (代表 金子恵美) 住所 〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 電話 (fax) 042-496-3127 メールアドレス : text@jcs.w.ac.jp

平成29年度「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」（第4回）出席者名簿

開催日時：平成30年3月17日（土）

午後3時から午後5時

場所：TKP品川カンファレンスセンター

	委員氏名	所 属	職 名	備 考
1	安部 計彦	西南学院大学	人間科学部教授	
2	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター	センター長	
3	坂入 健二	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	子ども家庭支援担当係長	
4	鈴木 淳	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課	こども家庭班班長	
5	田崎みどり	横浜市中央児童相談所	担当部長	
6	土橋 俊彦	神奈川県小田原児童相談所	所長	
7	土渕美知子	函館児童相談所	元所長	
8	中板 育美	日本看護協会	常任理事	
9	増沢 高	子どもの虹情報研修センター	研修部長	
10	松場 敬一	群馬県中央児童相談所	所長	
11	木村 容子	日本社会事業大学	准教授	
12	金子 恵美	日本社会事業大学	教授	
13	佐竹 要平	日本社会事業大学	講師	

第4回「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」

平成30年 3月17日（土） 15:00～17:00

出席者：第4回出席者名簿参照

議事録

研究代表 本日の研究会では最終確認を行う。

○リーダー会議の報告

リーダー会議で内容を再度確認し、今、皆さんの手元にある3冊としてまとめた。私のほうで、3冊まとめてのご挨拶文を最後に付けさせていただくが、内容そのものは固まった。

○1点、ご了承いただきたい変更点がある。

当初は、この報告書は31日に都道府県市町村に直接送付する予定だった。応募時に、「報告書の部数を200部としてあるが、それは何に使うのか」という質問があり、「各都道府県市町村にプリントアウトしたものを直接送付することで、テキスト内容についての周知浸透を図りたく、また、多忙なワーカーの方々に実際に手にとって見てもらいたい」という回答をし、了承を得ていた。しかし、第9回の子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ議事録（11月14日付）によると、座長代理から「報告書が出ることになっているが、標準的テキストを作成するということだったので、成果物がそのまま使えるのか使えないのか、誰かが判断するわけか？」という疑義が提出されている。それに対して、虐待防止対策推進室長は、「最終的には国が判断する」と、回答されている。座長も「どこかでチェックする」と発言している。この公開議事録を確認し、次のようにすることとした。

申請の時点では、「本研究会から各都道府県市町村に直接報告書を郵送する」となっているが、これを次のように変更する。「本研究会から各都道府県市町村に直接報告書を郵送することはない。各都道府県市町村への郵送分は、4月10日に印刷物15部を提出する際に、データCDとして厚生労働省の担当課に提出する。各都道府県市町村に送付するかどうかについては、担当課に委ねる」。この内容については、前回のリーダー会議時に係長も同意している。ただ、CDを渡すのか、本学で管理するように言われるかは存じ上げない。担当課の判断ということになる。

ワーキンググループの議論に従い、このように変更する。それに伴い、今回、標準的テキスト案として作成しているが、テキストとしてそのまま使用されるかどうかについては、国の確認を経て、国が決定するという点について、ここでご了承いただきたい。私どもは成果物を提出したというところまでとなる。

発言 厚労省への提出日は？

研究代表 この研究会の成果物は4月10日までに持参するように言われている。

発言 そうすると、来年度は今回の成果物は使えないのか？4月初旬に任用前研修などを行うと思うが、3月中に提出することはできないのか。

研究代表 現状のスケジュールでは、3月31日がギリギリである。私たちは3月31日に郵送するつもりでいた。

発言 では、3月31日に、テキストを国に提出することはできないか？
なぜこのようなことを申し上げているかというと、来年度の任用前研修等を4月に行うところが多いと思うが、そこでは使えないことになるのではないか。

研究代表 これを標準的テキストとして配布するのか、あるいは、こういった研究報告書があるという形で配布されるつもりなのか、そこまでは踏み込んで確認していない。それは私どもではなく、厚労省の判断だと思っている。

これを厚労省HPに掲載するという話は聞いている。今回の成果物を、了承が降りた段階で送付するとなると時間がかかるが、とりあえず厚労省HP、あるいは、本学のHPに掲載し、それについて案内を出すという話はしてある。ただ、私どもとしては予算をいただいており、報告書を作成するとしているので、CDと考えた。もしも早々にテキストとして使うとすれば、HPを見ていただくことになるかと推察している。私どもも、もちろん使っていただきたいと思っている。

発言 それを利用するかどうかというレベルのことは、HPを見て、各自治体で判断できるということでよいか。

研究代表 HPに厚労省がどういう書き方で載せるかはわからない。

発言 いずれにしても公開すれば使えるわけなので、あとは判断の問題でよいか。「これを使いなさい」という通知を出すかどうかは、厚労省のこれからの判断だろうが。

研究代表 いずれにしても成果物なので、公表は確実にされる。

発言 テキストにするかどうかの判断は、厚労省がすることはわかったが、この事業をしたことについての報告はしなければならない？

研究代表 そのとおり。

発言 つまり、厚労省の委託事業でこれを作ったので、「委託事業でこれを作りました。あくまで案です」ということを出さなければならないのではないか。

研究代表 厚労省から「出してよろしい」と指示があれば、出すつもり。そういうことは言っていたきたいとは思っているが。

発言 そのあたりは慎重に。慎重な判断がいるところなのだと思う。

発言 そうだと思うが、4月10日ではなく3月31日に出すことはできないのかとは思った。

発言 うちの研修センターも5月に講師養成研修があるので、できればこれを配り、参考に使えるのが一番よいとは思っている。

研究代表 先生方にはタイトなスケジュールのなかで鋭意作っていただいたので、ぜひ活用していただきたいと思っている。そのためにも無用なトラブルがおきないように、進めたい。

事務局 ○リーダー会議の報告について追加事項
(現状の原稿について)

3月8日(木)にリーダー会議を開催し、最終的な原稿の進め方について確認させていただいた。編集より、文献の載せ方、特に法律・通知の表記の仕方等を統一する旨について指摘があったので、それについてリーダーの意見をいただいた。

各執筆者には2月末～3月上旬にかけて作業していただき、原稿を編集会社で

まとめていただいた。校正者から、「正誤について判断を」と指摘があった箇所については、執筆者に戻すと時間がかかるため、リーダーの先生方に確認作業をしていただいた。それを集約したものが今回のテキストである。若干、著者から校正の一部が戻っていない科目があるが、これが完成に近い原稿となっている。

（これからのスケジュール）

これからのスケジュールとしては、もう一度だけ著者に原稿を確認していただく。これは、余程のことがない限り大幅な修正はないことを前提として、3日程度で行う。もし修正点がなければ、そのまま最終的な冊子作成を進めていく。先ほど研究代表からの挨拶にもがあったが、これから「はじめに」を追加し、各科目の扉をつける。

（科目、細目の順番について）

前回の研究会で、科目内の細目の順番を検討いただいたが、それについてはリーダー会議で再度確認している。それに加えて、それぞれの研修の科目の順番も検討し、このような科目順とした。「基礎知識的なこと、法制度のこと、虐待対応等の対応、児童相談所なり要対協の運営的なこと、最後に社会的養護」という科目順で、各科目を構成している。

（巻末資料について）

最後に、巻末に何か資料を入れてはどうかという意見が以前から出ていたが、児童福祉法等の条文を詳細に入れてしまうとボリュームがかさむので、子ども家庭の実務に関わりが深い条文・条約の見出しや目次のみを、巻末資料として載せている。それらのことを今回確認していただきたい。要対協の巻末資料集としては、児童の権利に関する条約、国際連合「児童の代替的養護に関する指針」、児童福祉法、虐待防止法、要対協の設置・運営指針、児童相談所運営指針、市町村の子ども家庭支援指針（ガイドライン）、子ども虐待対応の手引き、子育て世代包括支援センター業務ガイドライン、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱を載せて、任用前と任用後には非行対応の科目であるので、プラスして少年法を載せている。

今回、それ以外にも施行規則等を載せたらどうか等の意見もあったが、本文で引用・参考とすべき文献として書かれているものをベースに、その見出しと目次を載せるという考え方にした。テキストを読み、出てくる条文の内容がどのようなものなのかを巻末で見てもらい、詳しくは、各事務所に児童福祉六法等があると思うので、それを見て確認していただくという考え方にしてある。

(成果物の作成について)

著者から戻ってきたものを編集の方でまとめ、最終的にできあがるのが3月の最終週頃の予定。成果物は、PDF ファイルをCDに焼いたもの、及び、厚労省提出用に冊子にしたもの15部なので、それらを作成する作業をしていく。

また、本研究会の成果物は3冊の冊子だけでなく、本研究会の報告書も含まれている。したがって、本研究会の経緯を議事録としてまとめるとともに、現場で児相長をしている等、各都道府県の研修担当されている委員の先生に、テキストについての評価・コメントをいただき、報告書に盛り込む。その調査は、年度末の最後にさせていただく。

厚労省にはテキスト案3冊と、研究会の報告書1冊の計4冊を提出する。それをこれから進めるということをリーダー会議で確認した。

研究代表 まず、3冊の標準テキスト案に関して何かご意見は？

要は、これから各執筆者に一旦お戻しし、3日程度で返していただきたい。期日を切り、それ以内に返ってこなかったものについては、ご了承いただいたものとして進める。大きな変更がないことを前提としているが、執筆者のご意見を確認したい。これが標準テキスト案の最終段階に向けての作業である。順番なども本日ご指摘いただかないと反映されない。

事務局 校正等のやりとりがあり、夜遅くに送付することとなり申し訳ない。また、ファイルを分割して送らせていただいた。今回のテキストは、出席者だけでなく欠席者にも送らせていただいております、欠席者も何かご意見があればいただくことになっている。それらの意見を合わせて最終的に著者に戻す。

研究代表 皆様からのご意見の最終〆切は本日 24 時までとしたい。それらのご意見を点検・確認をしたのち、それを反映して執筆者に戻す。

もう1つの成果物である、研究の経緯を報告書にまとめる作業は、事務局にお任せいただきたい。

作成したテキストについて、通知等に定められた到達目標及びカリキュラムとの適合性、今日的ニーズへの対応、内容の正確性、説明の適切性について意見を得ることとしているので、これについては、経緯を知っていらっしゃる本研究会メンバーの都道府県・市町村の現場の方にご意見をいただき、それを付けて研究会報告書としたい。これは研究会として意見をまとめるのではなく、それぞれの現場の方のご意見をそのまま記載する。

事務局 最終的なページ数は、およそ想定内となっている。要対協が 154 ページ、任用前が 165 ページ、任用後が 134 ページ。

発言 最後に掲載されている「執筆者一覧」と「編集グループ」について、編集グループは、この会議のメンバーを指すのではないか。

事務局 研究会のメンバーで、報告書の中では研究会のメンバー表は載せるが、標準テキストとしては各科目群のリーダーを「編集グループ」として載せている。あとは、実際に執筆した先生を「執筆者一覧」に掲載した。

発言 この研究会で、これだけの意見をいただいているので、むしろ「編集グループ」はこの会議のメンバーとすべきではないか。リーダーを区別する必要があるなら、リーダーに○印をつけるなどすればよいのでは。この研究会のメンバーもそう自覚しているはず。

研究代表 おっしゃるとおり。研究会全体を「編集メンバー」とし、各グループのリーダーには○印を付ける形に変更する。

発言 本日は、この冊子の 1 つひとつに目を通していくのか？

研究代表 この中ではそれはしない。

発言 本日欠席されている方も含めて、本日中に意見を募ることについて、もうメール等を出しているのか？

研究代表 これから急いで送る。それを反映して、執筆者に最終的に戻さなければならないので、日程的にはこれがギリギリである。

発言 原稿を執筆者に再度戻すよりは、リーダー会議や編集作業された方に戻すほうがよいのではないか。最初の原稿をリーダー会議で直していただいたため、かなり手元から離れた状態となっている。執筆者と見てくださった方とでは、若干ズレがあるのではないかと思う。また、執筆者からまたリーダーに戻すなどしていると、余計に時間もかかる。

研究代表 執筆者の方々に戻すのは、「同意を得る」という意味合いで考えている。さらに修正をしていただくということではない。

発言 「日本社会事業大学としては、これでいきたい」という段階か。では、誤字脱字等、そういうレベルの確認を著者をお願いしたいということか。

研究代表 そのとおり。今後、内容は大きくは変わらないことを前提に、本日は見ていただきたい。

発言 執筆者の名前が入っている以上は、最終的に執筆者の了解を得なければならない。

研究代表 そのとおり。先生方からいただいたものは、こちらで判断して、どういうふうに組み込むか明日 1 日かけて決めさせていただく。それを反映した最終原稿を著者の方にお返しする。

発言 本日は、指摘事項を社会事業大学さんとして聞き取り、最終的なバージョンを著者にお送りするということか。

研究代表 はい。スケジュール的にもこれがギリギリなので。
先生方の意見を反映した上で、最終的に 20（火）には執筆者にお送りする。

発言 年号が西暦と平成が混在している？

編集 基本的には西暦にしている。「〇年度」という場合や、改正の日付等、表記によっては和暦を入れている場合もある。

事務局 法律にあるような「平成 25 年度改正」などはそのままにしているが、本文では基本的に西暦にしている。そこは編集の方にチェックしていただき、修正している。

研究代表 違っているところがあれば、チェックをつけていただければ直す。
では、個々でご覧いただき、チェックを終えたら提出の上、お帰りいただく流れでお願いしたい。ここは 16 時半メドとして、残りはご自宅でお願いしたい。

発言 「児童虐待の防止等に関する法律」を「虐待防止法」にすることは、どこで書くのか？

編集 どこかで書かなくてはいけない。「はじめに」か。虐待防止法などの正式名称はどこにも入れていないので。

事務局 目次など最初のところで述べるか。

編集 はい。また、法律等がいつの時点のものなのかも明記する必要がある。何月何日現在なのか。

研究代表 それは目次の後に入れるか。

編集 最初に注釈のような形で、前提となることを入れる。

発言 本文は「虐待防止法」でよい？

事務局 はい。

発言 それはほかの法律もか？ 例えば「障害者総合支援法」とか。

研究代表 一箇所しかなければ、その先生のところに下に書き、頻度が高い場合は、最初に注釈を入れておく。

編集 （一箇所しかなければ）基本的には正式な名称を使う。

発言 法律の正式名称と一般的な短縮名称（通称）を全て冒頭で紹介しては？ 知識として知っておく必要があるのでは？

事務局 特に子ども・子育て支援関係の3法は長い。注釈を入れている。

発言 「通称」といっても、勝手に通称を言っているわけではない。行政報告等の中で「通称」としてきたものが流れてくる。そういうことも知識として知っておく必要がある。

研究代表 最後に法律等の小見出しをつけているので、本来なら最後のところに一覧をつけるのが整理としてはきれいだが、読んでいく中では初出に書かないとわかりづらい。そこが難しい。
目次の後に、「本文中に通称で出てくる法律・制度等については p. 000 に正式

名称を記載してある」という旨を注釈としてつける。そして、最後の、法律をいろいろと書いてあるところの前に、「通称、正式名称、最新改正の年度」を一覧にして書く。

調査報告

1 調査の背景と目的

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）では、児童相談所及び市区町村の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられることになった。その後、児童福祉司等に義務付けられた研修等の内容、実施体制等を構築するため、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（現子ども家庭局長）が開催する「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等が策定された。

本研究事業は、平成 29 年 3 月 31 日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」に基づいて実施される、①児童福祉司任用前講習会、②児童福祉司任用資格後研修、③要保護児童対策調整機関調整担当者研修のそれぞれの標準化を図るために、策定されたカリキュラムを適切に実施するためのテキスト案を作成することを目的としている。

全国で共通の研修制度として研修を充実させるためには修得すべき内容の標準化や研修内容・方法の充実のための方策を共有すること、質の担保といった観点などから求められる。そのため、標準的な指導内容を整理し、講義のポイントをまとめた「標準テキスト案」を学校法人日本社会事業大学が受託し、研究会を重ねて作成した。

本調査では、この「標準テキスト案」に対して、通知等に定められた到達目標及びカリキュラムとの適合性、今日的ニーズへの対応、内容の正確性、用語・説明の適切性について評価することを目的としている。

2 調査方法

本調査では、「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員内の、標準テキスト案を執筆していない現職の児童相談所所長 3 名、元児童相談所所長 1 名、要対協・児童福祉司任用前、任用後の県の研修担当者 2 名の計 6 名を抽出した。

平成 30 年 3 月 23 日～3 月 30 日を調査期間として、郵送及び電子メールにて「標準テキスト案」及び雇児発第 16 号(略)、自記式アンケート調査票を送付し、調査を実施した。

内容としては、下記の 4 項目を調査している。

1. 通知等に定められた到達目標及びカリキュラムとの適合性
2. 今日的ニーズへの対応
3. 内容の正確性
4. 用語・説明の適切性

研究・調査に対する説明及び同意の方法としては、アンケート調査票を送付して、返送により同意と見なしている。

回収状況は、期間内に 6 名から電子メールにて返送があった。

3 結果

1. 標準テキスト案の通知等に定められた到達目標及びカリキュラムとの適合性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

「ある」 3、「ある程度ある」 2、「未回答」 1

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

「ある」 3、「ある程度ある」 2、「未回答」 1

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

「ある」 3、「ある程度ある」 2、「未回答」 1

④ 標準テキスト案と通知等に定められた研修の到達目標及びカリキュラムとの適合性についてのご意見をご自由にお書きください。

(児童相談所所長)

- ・文字数が限られた中で、標準テキストに全ての到達目標を網羅して盛り込むことには、限界があると思われましたが、かなり到達目標を意識して執筆していただいた印象があります。
- ・十分に適合している。テキストで学習した内容を、知識、技術、態度等の視点で示された研修の到達目標で確認することで、一層理解を深めることができる。逆に、まず到達目標で知識の過不足を確認し、標準テキストに戻り知識を再獲得するといった双方向的な利用も可能となった。さらに、到達目標が標準テキストの目次的な役割を果たすなど、この標準テキストの特徴として位置づけられると思う。

(元児童相談所所長)

- ・到達目標やカリキュラムとの適合性は十分にあると思います。カリキュラムの細目については、その意味する内容がわかりにくいとの声もあったのですが、今回のテキストである程度明確化できたのではないかと思います。

(県研修担当者)

- ・カリキュラムの細目の内容、押さえるべき点が具体化されたことで、知識面では到達目標との整合を図りやすい。
- ・テキストを活用することでカリキュラムに沿った研修を効果的に実施し、到達目標に適合させるべく、講師の力量が問われると思います。
- ・標準テキストですので、適合性は確保されていると考えますが、受講者のベース（保健師や保育士など専門職としてのベースの有無等）の違いによっても、カリキュラムと到達目標の適合性に高低差が生じるように思います。
- ・到達目標の技術面や態度は、義務研修受講後の長期的目標として各自が意識するものであることを研修の中で触れることが必要と考えます。
- ・実務者向けの研修であり、実践内容の学習はテキストや演習だけでは限界がある。また広範な到達目標に対しても研修受講のみで習得することは困難である。実践に即した研修に近づけるためには、事例や地域の実情を踏まえて実施するなど、

各講師の裁量によるところが大きいと思われる。

- ・到達目標の「技術」や「態度」については、研修というよりはOJT／スーパービジョンにおいて実施・評価する必要があると思われる。各研修の内容等を所長研修やスーパーバイザー研修とリンクさせ、所属において継続的な指導ができる体制を作る必要があると思われる。
- ・テキスト案はかなり要点を絞った内容となっているが、これでも研修期間・時間内にすべてを盛り込むことは困難であると思われる。事前学習と集合研修を組み合わせて実施するなどの工夫も必要であると思われる。

2. 標準テキスト案の内容の正確性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

「ある」5、「未回答」1

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

「ある」5、「未回答」1

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

「ある」5、「未回答」1

④ 標準テキスト案の内容の正確性についてのご意見をご自由にお書きください。

(児童相談所所長)

- ・全国で統一したテキストであるため、地域によっては、一部テキスト内容と違いがあるのはやむを得ないことかと感じました。その部分については、講師等が、地域の実情・実態を説明し補うことが必要になると思われます。
- ・正確性は確保されている。第一線の研究者や実務家が執筆していることもあり、高い正確性を確保するとともに、実務的にも有用性の高い内容となっている。

(元児童相談所所長)

- ・記述内容の詳細さの程度が様々なのですが、記述されている内容を読む限り、正確さに特に問題はないと思います。

(県研修担当者)

- ・正確性については、特に意見はありません。
- ・出典資料を明示しており、内容的には特段問題は窺われない。
- ・知識の正しさも必要であるが、その知識や制度をどのように活用したらいいかというノウハウが現場では求められる。しかし、効果的な伝達法もなく個々の経験に拠っているのが現状である。また、研修後数年経過した際の再確認の機会や、様々な経験を踏むことで経験に頼りがちになることを修正する機会など、研修の実施方法についても検討が必要であると思われる。

3. 標準テキスト案の内容の今日的ニーズの対応性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

「ある」 4、「ある程度ある」 1、「未回答」 1

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

「ある」 4、「ある程度ある」 1、「未回答」 1

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

「ある」 4、「ある程度ある」 1、「未回答」 1

④ 標準テキスト案の内容の今日的ニーズの対応性についてのご意見をご自由にお書きください。

(児童相談所所長)

- ・この質問の意図を「現場が必要と感じている内容に対応しているのかどうか」と解釈すれば、それについては、「ある程度対応している」と言えると思われます。「ニーズ」については、自治体、地域によっても差のあることなので、自ずと限界はあると思われます。
- ・標準テキスト内容の今日的ニーズは極めて高い。標準テキストの作成を通じて、これまで自治体ごとに行われていた3研修が全国的に標準化できたことは非常にありがたい。自治体ごとに、講師ごとに、年度ごとに異なるものとならざるを得なかった研修内容が統一されるばかりでなく、児童相談業務に携わる者の共通の価値観の醸成にも寄与する点も指摘したい。蛇足ながら、改訂された児童福祉法の逐条解説の出版を希望したい。児童福祉法の逐条解説が待たれる。これらの研修に参加する者が主に行政職員であることを踏まえると、対人援助や面接場面に役立つこの標準テキストに加え、改訂された児童福祉法の逐条解説の書籍等の併用が、一層の理解に寄与すると思料する。
- ・この義務研修に関しては、各自治体とも講師の確保に苦慮しつつ実施してきた。講師が確保できない場合などは、何をどこまで研修（講習）に盛り込むべきかなども悩みであったため、今回標準テキストが出来たことで、各講師にも役立ててもらうことが期待できる。

(元児童相談所所長)

- ・細目に沿った内容であり、その範囲内では今日的ニーズをできるだけ捉えようと努力しているのではないかと思います。

(県研修担当者)

- ・法的根拠が示されているので、特に指摘するところはありません。
- ・家庭養護の推進、基本は家庭を中心とした養育を推進する方向にあることで、要対協の機能強化や里親委託の推進、特定妊婦の支援などが、もっとテキストの中で強調され、重要項目としての位置付けがあっても良かったと思います。（特に要対協、任用後のテキスト）
- ・標準テキストであることを念頭に置き、地域の実情、課題に即した内容を研修に取り入れる必要があります。各自治体がその地域のニーズを踏まえた内容を加味し、実際の研修の中で対応していくことが適当と考えます。

- ・最新のデータ・法令に拠った内容となっており、最低限必要な知識は網羅されていると思われる。
- ・理解を深めるための事例やコラム的な内容があった方がいいと思われるが、標準テキスト案としての性質上やむを得ないと思われる。
- ・今後のアップデートについては、義務研修受講者数が平成 29 年度を最大値として減少していくものと想定されることから、費用対効果を考えるとテキスト自体の年次更新等頻繁な改訂は現実的ではないと思われるが、テキスト内容も含めた児童福祉司のあり方全般について現場に周知するための方法について検討が必要ではないか。

4. 標準テキスト案の用語・説明の適切性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

「ある」4、「ある程度ある」1、「未回答」1

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

「ある」4、「ある程度ある」1、「未回答」1

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

「ある」4、「ある程度ある」1、「未回答」1

④ 標準テキスト案の用語・説明の適切性についてのご意見をご自由にお書きください。

(児童相談所所長)

- ・文字数等に制限がある中、科目によっては、かなりご苦勞された執筆者もおられるのではないかと推察します。
- ・テキストの「性格」も、講師向け指導要領的な内容と受講者向けテキストという、微妙な位置づけになったのは、やむを得ないことだと理解しています。なお、参考文献にやや古いもの（現状にそぐわないと思われるもの）が見られました。
- ・細部まで神経を使って作成されていると感じている。
- ・適切に使用されている。一方で標準テキストに相当の余白がみられる。紙面上の制約はあるものの、図や統計資料等によって、視覚的な理解を促す工夫があってもよかったかもしれない。

(元児童相談所所長)

- ・用語や説明内容についてはおおむね適切性が保たれていると思います。

(県研修担当者)

- ・適切な説明になっていますので、特に意見はありません。
- ・テキスト内で記載されている用語は各種法令・通知等を踏まえたものであることから適切性は確保されていると思われる。
- ・要対協は市区町村職員向け、任用前・後は主に児相職員向けということで、同じ細目名であっても対象者や趣旨は異なることから、「ねらい」部分での解説はあ

るものの、本文の細かい言い回しまでは整理しきれていない感がある。

- ・テキスト案においては用語の索引や個々の用語に対する解説までは用意されていないものであることから、基本事項の確認が必要な場合は、各講師の判断により社会福祉主事・社会福祉士・保育士等の養成課程で用いられているテキストの併用も有用と思われる。

4 考察

概ね全ての調査項目が「ある」「ある程度ある」となっているので、標準テキスト案は高い評価となっている。

一方、自由記述欄の意見では、テキスト案で全国的な標準化を計れることを規定しているが、地域性を考慮したローカルスタンダードについては、研修講師の力量に期待している。

さらに、法令や通知、指針の改正・改訂などの内容の更新についての研修でどうするのかの対応が求められている。

児童福祉司等の義務研修テキスト案作成に関する調査研究

厚生労働省子ども家庭局の平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の課題「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」を本学が受託し、その事務局となり、平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月まで 4 回の研究会を開催し、3 冊の標準テキスト案を作成しました。

同封しました標準テキスト案及び関連の通知を読んで以下の問にお答えください。

1. 標準テキスト案の通知等に定められた到達目標及びカリキュラムとの適合性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

④ 標準テキスト案と通知等に定められた研修の到達目標及びカリキュラムとの適合性についてのご意見をご自由にお書きください。

2. 標準テキスト案の内容の正確性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

④ 標準テキスト案の内容の正確性についてのご意見をご自由にお書きください。

3. 標準テキスト案の内容の今日的ニーズの対応性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

④ 標準テキスト案の内容の今日的ニーズの対応性についてのご意見をご自由にお書きください。

4. 標準テキスト案の用語・説明の適切性について

① 児童福祉司任用前講習会標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

② 児童福祉司任用資格後研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修標準テキスト案

1. ある 2. ある程度ある 3. どちらともいえない 4. あまりない 5. ない 6. 判断できない

④ 標準テキスト案の用語・説明の適切性についてのご意見をご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」

(代表 金子恵美)

住所 〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30

電話(fax) 042-496-3216

メールアドレス: text@jcs.w.ac.jp

担当 佐竹 要平

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会」委員一覧

(五十音順、◎は代表、○は編集グループ)

愛沢隆一 (あいざわりゅういち)	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事
○安部計彦 (あべかずひこ)	西南学院大学 教授
有村大士 (ありむらたいし)	日本社会事業大学 准教授
内田宏明 (うちだひろあき)	日本社会事業大学 准教授
岡田崇弘 (おかだたかひろ)	茨城県 中央児童相談所 所長
加藤曜子 (かとうようこ)	流通科学大学 教授
◎金子恵美 (かねこめぐみ)	日本社会事業大学 教授
川崎二三彦 (かわさきふみひこ)	子どもの虹情報研修センター センター長
川松 亮 (かわまつあきら)	子どもの虹情報研修センター 研究部長
木村容子 (きむらようこ)	日本社会事業大学 准教授
小出太美夫 (こいでたみお)	子どもの虹情報研修センター 専門相談室室長
才村 純 (さいむらじゅん)	東京通信大学設立準備室 TOU 学術研究センター 主幹研究員
坂入健二 (さかいけんじ)	葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課 子ども家庭支援担当 係長
○佐竹要平 (さたけようへい)	日本社会事業大学 専任講師
鹿野誠一 (しかのせいいち)	旭川大学 教授
鈴木 淳 (すずきあつし)	静岡県 健康福祉部 こども未来局 こども家庭課 こども家庭班 班長
高三渚晋 (たかみずますむ)	熊本県 中央児童相談所 所長
田崎みどり (たさきみどり)	横浜市 中央児童相談所 担当部長
田代健一 (たしろけんいち)	新潟県 中央児童相談所 所長
塚田 由美 (つかだゆみ)	長野県 県民文化部 こども・家庭課 こども支援幹
土橋俊彦 (つちはしとしひこ)	神奈川県 小田原児童相談所 所長
土淵美知子 (つちぶちみちこ)	函館児童相談所 元所長
中板育美 (なかいたいくみ)	日本看護協会 常任理事
中垣真通 (なかがきまさみち)	子どもの虹情報研修センター 研修課長
福山和女 (ふくやまかずめ)	ルーテル学院大学 名誉教授
○藤岡孝志 (ふじおかたかし)	日本社会事業大学 教授
藤林武史 (ふじばやしたけし)	福岡市 こども総合相談センター 所長
星野崇啓 (ほしのたかひろ)	さいたま子どものこころクリニック 院長
前橋信和 (まえはしのぶかず)	関西学院大学 教授
米澤克徳 (まいさわかつのり)	岩手県 福祉総合相談センター 児童福祉司
○増沢 高 (ますざわたかし)	子どもの虹情報研修センター 研修部長
松場敬一 (まつばけいいち)	群馬県 中央児童相談所 所長
○宮島 清 (みやじまきよし)	日本社会事業大学 准教授
八木安理子 (やぎありこ)	枚方市子ども総合相談センター 所長

厚生労働省子ども家庭局
平成 29 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」報告書

平成 30 年 3 月 31 日

学校法人 日本社会事業大学
研究代表 日本社会事業大学 教授 金子恵美

